

2024年度

総会資料



綱 領

われわれ JAYCEEは
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者、相集い、力を合わせ
青年としての英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

公益
社団法人 須賀川青年会議所
SUKAGAWA JUNIOR CHAMBER INC.

〒962-0844 福島県須賀川市東町59-25 須賀川商工会館1F
TEL (0248) 76-7083 FAX (0248) 76-3292
URL <http://www.sukagawa-jc.jp> e-mail info@sukagawa-jc.jp

J C I Creed

We Believe;

That faith in God gives meaning
and purpose to human life;
That the brotherhood of man
transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won
by free men through free enterprise;
That government should be of laws
rather than of men;
That earth's great treasure lies in
human personality; and
That service to humanity is the best
work of life.

J C I 綱 領

我々はかく信じる:

真理は人生に意義と目的を与え
人類の同胞愛は国家の主権を超越し
公正な経済は我々の自由な
経済活動によってこそはたされ
政府には人治ではなく
法治が必要であり
人間の個性はこの世の至宝であり
人類への奉仕が人生最善の仕事である

JCI MISSION

To provide leadership development opportunities
that empower young people
to create positive change.

青年会議所は、青年が社会により良い変化をもたらすために
リーダーシップの開発と成長の機会を提供する。

JCI Vision

To be the foremost leading global network
of young leaders.

青年会議所が、若きリーダーの国際的ネットワークを
先導する組織となる

J C 宣言

日本の青年会議所は
希望をもたらす変革の起点として
輝く個性が調和する未来を描き
社会の課題を解決することで
持続可能な地域を創ることを誓う

綱 領

われわれ JAYCEEは
社会的・国家的・国際的な責任を
自覚し 志を同じうする者、相集い、
力を合わせ青年としての
英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

東北JC宣言

われわれは
新たな価値を創造する旗手として、
尊い「結」の精神を呼び覚まし
かつてない未来を切り開くこと誓う

J C ソング

1. JC JC JC

せかい むす わか ちから
世界を結ぶ 若き団結
あたらしき 希望となりて
新しき世紀の 希望となりて
とわ 永遠に繁栄えん 我等の集い

2. JC JC JC

ほうし りそう もと
奉仕の理想 探究めつつ
くに あゆみ ちから
祖国の進歩の 力となりて
さきが 先駆けゆかん 我等の集い

若い我等

1. 若い我等が 手を取り合って

進む行手の 青い空に
輝く JC 明るい希望
足なみそろえて
行こうじゃないか

2. 世界を結ぶ 若さの力

互いに尽す 楽しさこそ
JCの理想だ 新しい日だ
足なみそろえて
行こうじゃないか

3. 若い我等の 心を集め

つくる集いに 未来をかけて
JCの仲間 皆信じあう
足なみそろえて
行こうじゃないか

青年会議所とは

青年会議所（JC）は明るい豊かな社会の実現を同じ理想とし、次代の担い手たる責任感を持った20歳から40歳までの指導者たらんとする青年の団体です。

青年は人種、国籍、性別、職業、宗教の別なく、自由な個人の意志によりその居住する各都市の青年会議所に入会できます。

70余年の歴史をもつ日本の青年会議所運動は、めざましい発展を続けておりますが、現在700余りの地域に約3万名の会員を擁し、全国的運営の総合調整機関として日本青年会議所が東京にあります。

全世界に及ぶこの青年運動の中核は国際青年会議所ですが、117カ所の国及び地域にNOM（国家青年会議所）があり、約16万人の会員が国際的な連携をもって活動をしています。

日本青年会議所の事業目標は、社会と人間の開発です。その具体的事業としてわれわれは市民社会の一員として、市民の共感を求め社会開発計画による日常活動を展開し、「自由」を基盤とした民主的集団指導能力の開発を押し進めています。

さらに日本の独立と民主主義を守り、自由経済体制の確立による豊かな社会を創り出すため、市民運動の先頭に立って進む団体、それが青年会議所です。



スローガン

未来ある社会を ～次代のために～

第 59 代理事長 小林 智

本年度は、未来ある社会を～次代のために～をスローガンに掲げ地域の為、未来を担う子供たちの笑顔の為、メンバー一丸となって1年間運動・活動を進めてまいりました。ここに2023年度の事業が無事終了したことと、これまで多くのご支援・ご協力をいただいた多くの皆様に心より御礼を申し上げます。

本年度は、1月の元朝詣りにてメンバーと共に今年1年間の事業成功を祈願し、コロナ禍から3年が経過するニューノーマルの中での船出となりました。2月には4年振りの新年会を行いました。コロナ禍での自粛等により、殆どのメンバーが新年会を経験していないなかでの開催となりました。その中でも、我々(公社)須賀川青年会議所の運動・活動がコロナ禍を経ても継続し展開していることを多くの関係諸団体の皆様に強く発信し、新体制のお披露目をするとともに、今後も活動の連携・協力を得られるよう交流を図れたと感じております。

青少年健全育成においては、地元の子供たちを対象にウィンターキッズ2023～スキーがたまらない～を3月に開催。看護ボランティアの皆さんのご協力の下、地元の子供たちとスキー体験教室を実施しました。スキーを通して様々な体験をする中で、団体行動や助け合いの精神を学んでいただく事ができました。また、8月には地元と神奈川県座間市の子供たちを対象に、クリエイトキッズ2023～これで君もDX人材だ～を開催。宿泊を伴うキャンプ事業を4年振りに開催しました。姉妹JCである(一社)座間青年会議所、看護ボランティアの皆さんのご協力もあり、参加した子供たちには地域を超えた友情を育む場と、困った人を助ける利他の精神を学べる場を提供できたと感じます。また、同じ志を持つ(一社)座間青年会議所のメンバーと共に未来ある子供たちのために出来ることを考え、共に汗をかくことで、更に友情を深められたと確信しております。

まちづくり事業においても、5月にスマイルキッズを4年振りに開催しました。関係諸団体、OBの皆様ご協力の下、来場者は5,500名以上を数えました。今回は、事業の中で初の職業体験ブースを作り、建設機械や建設資材を使った水鉄砲作りなど実際に手に触れて体験してもらいました。普段では手に触れる機会の少ない資材で組立をし、建築物には沢山の人の、建設資材など使われている事などを体験、学んでもらう事で物作りの素晴らしさを感じてもらえる事ができました。

6月にはメンバー同士の友好を更に深める事を目的とし、親睦例会を翠ヶ丘公園で開催いたしました。

役職や委員会の枠を超え、青少年健全育成やまちづくりに懸ける思いや夢を語りあい、事業の悩みなども吐露することで、メンバーそれぞれが新たな事業へのきっかけを掴むとともに、メンバー同士の更なる友情が深められたと考えます。7月にはOBの先輩方との交流事業を実施いたしました。第一部はゴルフを通して共に汗を流し、第二部の例会では(公社)須賀川青年会議所の歴史と伝統を学びました。今年度理事長を受け夢であったOBの先輩方との交流事業を行うことができ、我々の今を見つめ直すいい機会となりました。また、今後の事業を実施する後押しを受け、勇気付けていただき運動・活動に自信を持つことが出来ました。

今年も組織運営室を中心に、我々の課題である会員拡大にも力を入れてまいりました。メンバーの協

力もあり、志の高い4名の新たなメンバーを迎える事が出来ました。やはり、事業の実施には多くのメンバーの知恵と力が必要となります。仲間が多ければそれだけ我々の運動・活動がし易くなり、我々の目指す明るい豊かな社会の実現にもより近づくものと考えます。来年以降も会員拡大に励み、まだ見ぬ多くの仲間を募っていきたいと考えております。

本年5月に新型コロナウイルス感染症の5類移行により、コロナ禍以前の日常が戻り始め、我々(公社)須賀川青年会議所の運動・活動もこれまでの3年を取り戻すかのように活発になりました。諸先輩方が築き上げてこられた歴史・伝統を絶やさず、時代に合わせた新たなスタイルを受け継いだメンバーの紡ぐ歴史に取り入れたことで、コロナ禍を機に大きな一歩を踏み出せたと感じます。

今後も様々な難題に直面する事があるかと思いますが、我々は結束して対応することで解決し次代にバトンを繋げていけるものと確信しております。

2022年の臨時総会で理事長予定者となり、2023年の総会にて理事長を拝命しましたが、最初は不安な気持ちで一杯でした。しかし、メンバーや先輩方、各LOM理事長や多くのJC関係者のお陰で1年間やりきる事が出来ました。私自身未熟であり、皆さんには多くの苦勞と迷惑を掛けましたが、そんな私を支えてくれたメンバーには言葉に出来ないほどの感謝をしております。私一人ではやりきる事が出来ませんでした。

事業の中で見せたメンバーの涙、笑顔...

その一つひとつがかけがえのない経験となり私自身の成長の糧となりました。生涯忘れる事の出来ない貴重な年となりました。

結びに、未来ある社会を次代に繋げていくための我々の事業に参加、協力していただいた地域の皆様、関係諸団体の皆様、諸先輩方、すべての皆様に深く感謝申し上げます。そして、どんな困難にも打ち勝つことで得たこの経験を、次に繋げていくことをお誓いし2023年度理事長事業報告とさせていただきます。

1年間ありがとうございました。

**2023年度 公益社団法人 須賀川青年会議所
会 務 報 告**

日 付	LOM内事項	日 付	LOM外事項
2022年		2022年	
10.5	第1回役員予定者会議(商工会館)	10.19	ブ・県南エリア予定者会議(郡山)
17	第1回役員セミナー(tette)	30	ブ・会員会議所予定者会議(白河)
11.4	総務広報委員会(事務局)		
	まちづくり委員会(事務局)	16	ブ・県南エリア会議(白河)
	青少年共育委員会(事務局)		
15	第2回役員セミナー(商工会館)	12.2	地・会員会議所会議(岩手)
24	総務広報委員会(事務局)	13	ブ・県南エリア予定者会議(須賀川)
29	第2回役員予定者会議(商工会館)		
12.8	総務広報委員会(事務局)	21	ブ・会員会議所会議(WEB)
19	第3回役員予定者会議(WEB)	1.4	すかがわ新春の集い(サンルート須賀川)
20	総務広報委員会(事務局)		
1.1	元朝詣り(神炊館神社)	12	県南エリア会議(いわき石川)
10	第4回役員予定者会議(商工会館)	16	郡山青年会議所新年会(ビューホテル)
11	総務広報委員会(事務局)	20~22	京都会議
23	1月例会・定時総会リハーサル(鏡石館)	24	座間青年会議所賀詞交歓会(座間)
25	1月例会・定時総会(鏡石館)		
26	総務広報委員会(事務局)	27	白河青年会議所新年会(ハウスオブベルヴィ白河)
27	青少年共育委員会(事務局)		
30	2月例会・新年会リハーサル(商工会館)	2.1	須賀川市文化センター運営委員会(文化センター)
2.2	総務広報委員会(事務局)	2.4	ブ・会員会議所会議(白河)
	2月例会・新年会リハーサル(グランシア須賀川)	5	ブ・新春のつどい(白河)
	2月例会・新年会(グランシア須賀川)	6	須賀川ロータリークラブ卓話(ホテル虎屋)
8	第1回三役会(商工会館)	10	田村青年会議所新年会(ホテル辰巳屋)
13	まちづくり委員会(事務局)		
16	ウインターキッズ実行委員会(tette)	21	商工会議所会員交流大会(サンルート須賀川)
20	青少年共育委員会(事務局)	24	ブ・県南エリア会議(田村)
21	まちづくり委員会(事務局)		福島空港まつり実行委員会(福島空港)
27	第2回理事会(商工会館)	3.3	ブ・会員会議所会議(喜多方)
3.4	ウインターキッズ2023(グランディ羽鳥湖)		
6	まちづくり委員会(事務局)	8	須賀川青年会議所OB会新年会(ホテル虎屋)
9	第2回三役会(商工会館)		
13	まちづくり委員会(事務局)	20	福島空港開港30周年記念式典(福島空港)
17	総務広報委員会(事務局)	22	須賀川商工会議所第124回通常議員総会(ホテル虎屋)
22	まちづくり委員会(事務局)	24	ブ・県南エリア会議(白河)
27	第3回理事会(商工会館)	4.2	(一社)猪苗代青年会議所創立46周年記念式典(ホテルリステル猪苗代)
4.4	まちづくり委員会(事務局)	6	ブ・会員会議所会議(本宮)
7	第3回三役会(商工会館)		
10	まちづくり委員会	10	ブ・会頭公式訪問(白河)
13	青少年共育委員会(事務局)	12	交通安全鼓笛パレード打合せ(市役所)
17	4月例会・異業種交流会リハーサル(ホテル虎屋)	15	しゃくなげカップ2023(矢吹ゴルフクラブ)
	組織拡大室		
18	総務広報委員会(WEB)		

日付	LOM内事項	日付	LOM外事項
		19	春の福島空港まつり幹事会(福島空港) 須賀川支援学校教育活動後援会第1回役員会(支援学校)
21	4月例会・異業種交流会(ホテル虎屋)	24	釈迦堂川花火大会実行委員会(市役所)
24	第4回理事会(商工会館)	28	交通安全鼓笛パレード打合せ(事務局)
25	まちづくり委員会	5.9	ブ・会員会議所会議(郡山)
28	まちづくり委員会		
5.9	組織拡大室(事務局)	13	春の空港まつり(福島空港)
10	スマイルキッズ第1回実行委員会(tette)		
12	第4回三役会・第5回臨時理事会(商工会館)	24	須賀川市交通安全鼓笛パレード
15	まちづくり委員会(サンホーム建設)		
18	スマイルキッズ第2回実行委員会(tette)	6.2	明るいまちづくりの会総会(市役所)
22	青少年共育委員会(事務局)	5	須賀川市祭礼等暴力団排除推進連絡会総会(ホテル虎屋)
23	まちづくり委員会(サンホーム建設)	6	福島空港と地域開発をすすめる会総会(ホテルサンルート須賀川)
25	第6回理事会(商工会館)	9	すかがわの魅力創出補助金成果発表会(市役所)
28	スマイルキッズinムシテックワールド	18	(公社)二本松青年会議所創立50周年記念式典(二本松御苑)
6.8	第7回臨時総会・第5回三役会(商工会館)	21	ブ・県南エリア会議(須賀川)
10	6月例会・親睦会(翠ヶ丘公園)	24	白河青年会議所ゴルフ選手権(グランディ那須白河)
14	第1回新入会員セミナーリハーサル(商工会館)	27	東北地区協議会第2回会員会議所会議(岩手)
16	第1回新入会員セミナー(商工会館)	28	須賀川市商工会議所議員総会(グランシア須賀川)
26	青少年共育委員会(事務局)	30	須賀川市文化センター運営委員会(文化センター)
27	まちづくり委員会(事務局)	7.1~2	ブロック大会in猪苗代
29	第8回理事会(商工会館)	14	服部ケサ賞選考委員会(市役所)
7.3	まちづくり委員会(事務局)	15	白河青年会議所創立65周年記念式典(白河)
5	7月例会・JCI須賀川親睦ゴルフカップリハーサル	26	第42回釈迦堂川花火大会実行委員会(市役所)
6	青少年共育委員会(事務局)	29	福島青年会議所創立60周年記念式典(福島)
8	7月例会・JCI須賀川親睦ゴルフカップ(ローレルパレーカントリークラブ)	8	釈迦堂川花火大会打合せ(市役所)
10	第6回三役会(商工会館)	26	釈迦堂川花火大会
19	クリエイトキッズ第1回実行委員会(tette)	9.2~3	東北青年フォーラムinきたかみ(岩手)
20	第2回新入会員セミナーリハーサル(商工会館)	14	服部ケサ表彰選考委員会(市役所)
21	第2回新入会員セミナー(商工会館)	16	空の日ブルーインパルス&室屋義秀エアショー(福島空港)
28	クリエイトキッズ第2回実行委員会(tette)	17	空の日記念事業開会セレモニー(福島空港)
31	第9回理事会(商工会館)	21	ブ・県南エリア会議(いわき石川)
8.4~6	8月例会・クリエイトキッズ2023(藤沼湖)	29	ブ・会員会議所会議(二本松)
8	第7回三役会(商工会館)	10.6~8	全国大会in東京
28	第10回理事会(商工会館)	11	松明あかし会2回幹事会(市役所)
9.8	第8回三役会(商工会館)	14	公立岩瀬病院創立150周年記念式典(グランシア須賀川)
20	9月例会・臨時総会リハーサル(ホテル虎屋)	15	第41回円谷幸吉メモリアルマラソン大会
21	9月例会・臨時総会(ホテル虎屋)	18	ブ・県南エリア会議(田村)
25	第12回理事会(商工会館)	23	松明あかし第2階実行委員会(市役所)
10.10	青少年共育委員会(事務局)		
13	第9回三役会(商工会館)		
21	10月例会・すかがわ駅工事見学会(須賀川駅)		

日付	LOM内事項	日付	LOM外事項
26	第13回理事会(商工会館)	27	ブ・会員会議所会議(WEB)
30	歴代理事長懇談会(萩の井)	11.8	社会福祉協議会70周年記念式典(市文化センター)
11.6	第10回三役会(商工会館)	10	OB会家族会(ホテル虎屋)
16	組織拡大室(事務局)	17	ムシテックワールド写真コンテスト審査会(ムシテックワールド)
20	第14回理事会(商工会館)	21	商工会議所会員事業所優良従業員表彰式(ホテル虎屋)
21	11月例会・会員研修リハーサル(商工会館)	26	ブ・事業報告会・卒業式(福島)
22	11月例会・会員研修(商工会館)	12.1	地・会員会議所会議(秋田)
12.8	12月例会・卒業式・褒賞式典(ホテル虎屋)	7	須賀川中央ライオンズクラブクリスマスパーティー(天祥かぶら)
12	第11回三役会(商工会館)	9	ムシテックワールド写真コンテスト表彰式(ムシテックワールド)
19	第16回理事会(商工会館)	11	ブ・合同エリア懇親会
		18	須賀川ロータリークラブクリスマス家族例会(ホテル虎屋)
		20	須賀川ライオンズクラブクリスマスパーティー(グランシア須賀川) 須賀川ぼたんロータリークラブクリスマス家族例会(ホテルサンルート須賀川)

2023年度 例会報告

1月例会・定時総会

(日 時) 令和5年1月25日(水) 午後6時30分～

(場 所) 鏡石館

(主 管) 総務広報委員会

(議 題) 第一号議案 2022年度 決算の件

報告事項

報告事項一 2022年度 事業報告の件

報告事項二 事務局員就業規程改訂の件

報告事項三 2023年度 予算報告の件

報告事項四 2023年度 事業計画報告の件

(出席者) 会員19名 特別会員5名

2月例会・新年会

(日 時) 令和5年2月3日(金) 午後7時00分～

(場 所) グランシア須賀川

(主 管) 総務広報委員会

(出席者) 会員22名 特別会員6名

3月例会・ウインターキッズ～スキーがたまらない～

(日 時) 令和5年3月4日(土) 午前6時30分～

(場 所) グランディ羽鳥湖スキー場

(主 管) 青少年共育委員会

(出席者) 会員18名 特別会員3名

4月例会・異業種交流会

(日 時) 令和5年4月15日(金)

(場 所) ホテル虎屋

(主 管) 組織拡大室

(出席者) 会員18名 特別会員4名

5月例会・スマイルキッズ2023in ムシテックワールド

(日 時) 令和5年5月28日(日) 午前10時00分～

(場 所) ムシテックワールド

(主 管) まちづくり委員会

(出席者) 会員21名 特別会員6名

6月例会・親睦例会

(日 時) 令和5年6月10日(土)

(場 所) 翠ヶ丘公園 Jadegreencafe・Sauna&SpaGreen

(主 管) 総務広報委員会

(出席者) 会員19名 特別会員3名

7月例会・JCI 須賀川親睦ゴルフカップ

(日 時) 令和5年7月8日(土) 午前8時00分～
(場 所) ローレルバレイカントリークラブ・ホテル虎屋
(主 管) 三役
(出席者) 会員15名 特別会員4名

8月例会・クリエイトキッズ～これで君もDX人材だ～

(日 時) 令和5年8月4日(金)～6日(日)
(場 所) 藤沼湖コテージ
(主 管) 青少年共育委員会
(出席者) 会員18名 特別会員3名 ボランティア8名

9月例会・臨時総会

(日 時) 令和5年9月22日(金) 午後6時30分～
(場 所) ホテル虎屋
(主 管) 総務広報委員会
(議 題) 第一号議案 2024年度 監事予定者選任の件
第二号議案 2024年度 理事予定者選任の件
第三号議案 2024年度 理事長候補者選出の件
第四号議案 2024年度 年会費額及び入会金の件
(出席者) 会員23名 特別会員3名 OB12名

10月例会・すかがわ駅工事見学会

(日 時) 令和5年10月21日(金) 午前8時30分～
(場 所) 須賀川駅内コミュニティプラザ
(主 管) まちづくり委員会
(出席者) 会員17名 特別会員1名

11月例会・会員研修事業

(日 時) 令和5年11月22日(水) 午後7時00分～
(場 所) 須賀川商工会館
(主 管) 組織拡大室
(出席者) 会員17名 特別会員2名

12月例会・卒業式・褒賞式典・納会

(日 時) 令和5年12月8日(金) 午後6時00分～
(場 所) ホテル虎屋
(主 管) 総務広報委員会
(出席者) 会員23名 特別会員3名 OB19名 新入会員予定者1名

2023年度 (公社)須賀川青年会議所

褒 賞 受 賞 者

褒賞委員会

理事長

理事長功労賞 小林 智 君

青少年共育委員会 委員長

優秀会員賞 関根 孝 君

優秀委員会賞 青少年共育委員会

皆勤賞 小林 智 君

皆勤賞 渡部 恵美 君

皆勤賞 江連 司 君

皆勤賞 関根 孝 君

皆勤賞 小野寺 信 君

皆勤賞 桑名 崇裕 君

新人賞 金成 優輔 君

受賞者は全理事より推薦を募り、その結果をもとに褒賞委員会メンバーの会議により決定しております。

総務広報委員会事業報告

委員長	松村	知実
副委員長	渡部	恵美
副委員長	大河原	康平
幹事	渡辺	康大
幹事	佐久間	総地

今年度、総務広報委員会では、理事長所信のスローガン「未来ある社会を」のもと「次代のために」を受け、委員会スローガンを「未来を明るくする～リアルとデジタルの融合による活動の前進～」として、(公社)須賀川青年会議所の質の高い会議の場の提供とともに、JC 運動・活動といわせ須賀川の魅力の発信を行って参りました。

2月には新年会を3年ぶりに開催。公にお披露目することにより、再度我々の運動・活動に理解を深めると共に親睦を図り、来賓の方から今後の活動において協力するとの意向があった。かつ招待の連絡をした際に不参加のお客様からも事業協力するとの意向もあり、今回の新年会はメンバー全員が運動・活動への意識向上、そして気が引き締まった。6月には親睦例会を翠ヶ丘公園の飲食店と温浴施設で行いました。例会参加率100%を達成するために2部制を敷き、ZOOMによる参加を取り入れた。「1部：メンバークイズ大会 2部：裸で語ろう」と題して、メンバーの意外な一面をクイズ形式で行い、笑いあいの交流機会を作れた。須賀川の新スポットである温浴施設を利用し、包み隠さない裸の状態がメンバー同士普段話さない会話で距離を縮めることが出来た。話すしかない環境がより密な会話ができた。9月には総務広報委員会が主幹となり臨時総会を実施しました。次年度の新体制や4つの議案と1つの報告事項が滞りなく決議され、スムーズな運営をすることが出来ました。12月には卒業式・褒章式典・納会を実施し、今年度は4名の優秀な先輩方を送り出しました。先輩のこれまでの功績に感謝し、その教えをしっかりと胸に刻み、今後の糧にし、次年度に活かして諸先輩方が繋いできた襷を繋げて行きたいと思えます。

総務広報委員会では、年間を通して、SNSを通じ当青年会議所や各委員会の最新の情報を迅速に発信してきました。詳細に発信したことにより外部に向けた広報活動においては達成できたと思えます。しかしホームページの管理については課題が残りました。ホームページの更新頻度が落ちてしまい、一部のメンバーしか使用方法が分からないといった現状がありますので、次年度以降には、一人に負担がかからない様に全体で行えるよう引き継いでいきます。広報活動においては即時発信を意識づけることが大切だと感じました。これは広報活動だけに関わらず JC 運動・活動やそれ以外にも当てはまる事だと思えます。これらの反省や教訓を活かし、次年度への引継ぎとしたいと思えます。

今年度、初の委員長を務めさせて頂きましたが最初は自分に出来るか不安しかありませんでした。しかし至らない自分に対し、小林理事長を始め、吉田専務理事、水野会計理事、堀江事務局長の素晴らしいサポートをしてくれた事により総務広報委員会の事業をやりきることが出来ました。また、自分の未熟さや人間は一人で出来る事には限界があることを改めて実感したような気がします。委員会メンバーの協力は勿論のこと、何よりも LOM メンバーからのサポートがあったからこそ一年間をやりきることができたと思えます。

最後に委員長としての機会を与えてくださった小林理事長や、全力でサポートしてくれた委員会メンバー、ご協力頂いた LOM メンバー全員に感謝し総務広報委員会の事業報告と致します。一年間本当にありがとうございました。

青少年共育委員会事業報告

委員長 関根 孝
副委員長 小野寺 信
幹事 秋山 敬裕
幹事 渡辺 哲郎

本年度、青少年共育委員会では「青少年は止まらない」をスローガンに掲げ、子供たちの未来を第一に考え、リアルでの体験活動や友情を育むために2回に渡り青少年健全育成事業を行いました。

冬のウィンターキッズ2023では、グランディ羽鳥湖スキーリゾートに28名の子ども達を集めて、スキー教室の実施を行いました。新型コロナウイルスが5類へと移行し初めての試みでしたが、多くの人数が集まり、皆さんの協力により、開催する事ができました。子供達が雪の中で懸命にスキーを練習する姿や取り組む姿勢に感動したのを今でも覚えています。また初対面の子ども達が事業を通して仲を深め合い、助け合う姿も見受けられました。準備段階から委員会メンバーやLOMメンバーの皆さんには多大な苦勞をかけてしまいましたが、会場の方々やご関係皆様、メンバーの御尽力もあり計画通りの開催ができ、深く感謝致します。

夏には、いわせ須賀川の自然を活かし子ども達と我々（公社）須賀川青年会議所が一丸となれる事業として、子ども達にプログラミングの基礎知識と、人と人との交流体験をとおして協調性やコミュニケーション能力を培ってもらうために、クリエイトキッズ2023～これで君もDX人材だ～を開催しました。いわせ須賀川の小学生と神奈川県座間市の小学生37名が参加し、一泊二日での宿泊体験とプログラミング教室を行いました。初日は、藤沼湖コテージ内をフルに活用した、BBQ、班対抗競技、カレー作り、打ち上げ花火を行い子ども達だけの宿泊にも挑戦しました。二日目には、昨年の講師様をお招きし、レベルを上げたプログラミング事業と班に分かれての発表会を行いました。二日間をフルに使った事業となりましたが、LOMメンバー、講師の先生、ボランティアスタッフの協力のもと、無事に終了することができました。

冬と夏の事業では、初めて会った子供たち同士が、笑顔で事業に取り組む姿勢や、仲間と協力する姿勢を見て、この事業を計画して良かったと感じると共に、たとえ短い時間でも、同じ時を過ごし共に学ぶことの大切さを再確認出来る事業となりました。また宿泊事業の経験が浅いメンバーが多数いた中で多くのメンバーに参加、協力していただきました。

この一年、多くの方々のご支援とご協力があり、計画した事業すべてを無事に開催することが出来ました。一人の力では、決して成功することはなかったと感じています。委員会メンバーやLOMメンバーである仲間達の協力があつたからこそ一年間をやり遂げることができました。そして、小林理事長が年頭に掲げた「未来ある社会を～次代のために～」の大切さや、行動することで未来はより良い方向に進んでいくと考える一年にもなりました。昨年度から続く新型コロナウイルスの影響もありましたが、今できる最良の方法で子供たちが未来に希望を持ち成長出来るために邁進する中で、私たち自身も共に成長出来た一年となりました。

最後に、貴重な機会を与えていただいた小林理事長をはじめとしたLOMメンバー、委員長として至らない所を補い支えてくれた委員会メンバー、そして、関わっていただいたすべての方々に感謝を申し上げ青少年共育委員会の事業報告とさせていただきます。

まちづくり委員会事業報告

委員長	吉田篤史
副委員長	桑名崇裕
幹事	宇佐美 慈
幹事	大枝俊貴
幹事	眞壁尚也

今年度まちづくり委員会では「未来ある明るいまち」のスローガンのもと、いわせ須賀川の魅力を発信する事業を行いました。

まず5月には、2019年を最後にコロナ禍により開催を見送っていたスマイルキッズを4年ぶりに開催いたしました。過去のスマイルキッズを経験したメンバーも少ない中、手探りでの実施となりましたが、計画の段階からOBの方々や委員会の枠を超えたメンバーの協力もあり、過去最高の5,500人の来場者を達成することができました。今回のスマイルキッズでは、新たな取り組みとして、地域の魅力に触れてもらうために、地元企業や他団体にも協力していただき、多くの方々にもものづくりや地域おこしの活動にふれてもらいました。そして、来場者だけでなく協力いただいた企業・団体の方々にも（公社）須賀川青年会議所のまちづくりに対する熱い想いを感じていただけた事業になりました。

次に10月には、まちづくりや建設業に興味を持ってもらうため、現在改修工事中の須賀川駅及び駅西口整備事業を題材にした「すかがわ駅工事見学会事業」を行いました。事業計画にあたり、行政との打合せをしてく中で、参加者の安全確保などの課題もあり、工事現場内への立ち入りはできませんでしたが、行政や施工会社からの資料の提供などの協力もあり、外から眺めているだけではわからない部分も知っていただけたと思います。ただ、小学生が対象の事業であったため、内容をシンプルなものにしたり、体験できるコンテンツを盛り込むなどの課題も見えましたので、今後の事業に生かしていきたいと思えます。

まちづくり委員会として本年度事業を行ってまいりましたが、どちらの事業も関係諸団体・企業の御協力があって初めて実現できるものでした。本年度御協力いただいた方々にあらためて感謝申し上げますとともに、これからも互いに協力し合い、いわせ須賀川が「未来ある明るいまち」に発展していくことを願い、まちづくり委員会の事業報告とさせていただきます。

組織拡大室事業報告

室長 江連 司
副室長 渡辺 康平
幹事 金成 優輔

今年度、組織拡大室は「濫觴」をスローガンに掲げ、一つ一つの活動の意味や目的を大切にし、会員数の拡大とメンバーの育成事業を中心に活動して参りました。

まず、4月に行った異業種交流会では、年度初めで多忙な中、多くの参加者が集まり活気のある交流の場となりました。参加者から、「良い交流の場に出来た」「普段交流する機会のない業種の方と話ができ良い刺激になった」と感想をいただき、目的としていた、情報収集や人脈作りのきっかけを提供することができました。

次に、(公社)須賀川青年会議所の課題の一つでもある、在籍年数の短期化に伴う経験不足や知識不足を改善するために、新入会員セミナーをメンバー全員が共に学び考え、青年会議所の意義を十分に理解する機会とするために、第1回は各委員会にセミナーの担当を担っていただき、連携力の強化を計り、インプットだけでなくアウトプットの場とすることで、組織力の強化にも繋げました。第2回のセミナーではOB講話を2名の先輩に行っていただき、それぞれ別視点での経験や心構えをご講演いただき大変有意義な時間となりました。

11月にはいわせ須賀川で活動する団体同士での相互理解を深める事業を行う予定でしたが、今後の(公社)須賀川青年会議所の成長を第一に考え、会員同士の相互理解と意識の向上に繋げるべく急遽会員セミナーへ計画を変更しました。当日はブレインストーミングを行い、メンバー個人の考えやアイデアを引き出す場とすることで、相互理解を深め、自身が抱えている想いを発言し、須賀川青年会議所の一員としての自覚と事業に参加することの意識の向上に繋げました。

最後に、一年間、組織拡大室の事業を行う中で仲間の頼もしさと大切さを改めて知ることができました。貴重な機会を与えてくださった小林理事長、協力して頂いたLOMメンバー、そして入会していただいた新入会員には心から感謝を申し上げます。今年度はメンバー全員の協力のおかげで、4名の新入会員を迎えることができました。情報提供や候補者への訪問に委員会の枠を超え協力を頂けたことは組織が確実に強化されている証拠だと考えています。会員数の拡大は今後の(公社)須賀川青年会議所の最重要課題です。今年得た経験や資料を引継いで来年以降の会員拡大に繋げていただけることを願い、組織拡大室の事業報告とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

公益社団法人日本青年会議所
東北地区 福島ブロック協議会
総務広報委員会

副委員長 水野 晃
委 員 堀江 陽介

本年度、(公社)日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会総務広報委員会に副委員長として出向させて頂きました。

本委員会では、会の根幹としての役員会議と会員会議所の設営準備、議事録作成、しゃくなげカップ、そして福島ブロック協議会の一年間の締めとしての事業、事業報告会に卒業式、大懇親会と多数の事業と縁の下から福島ブロック協議会を支えて参りました。

役員会議や会員会議所では各委員長や副会長の事業に対する熱い思いや、成功させるために最後まで、細部を追求し、より良い事業にして行こうとする姿を近くで拝見することが出来ました。LOMメンバーにも共有し、LOMで行う事業もより良いものにするために、メンバーで最後まで話し合い、素晴らしいものをみんなで作って行けるようにしたいと感じました。

事業報告会では、そこまでやり遂げたからこそその担当副会長と委員長の心のこもったスピーチを聞くことが出来ました。次年度以降はそのように担当副理事長と委員長がやり切ったという年にして行けたらと思います。

卒業式では卒業生のPPTを作成する重要な役割をいただき、式典でたくさんの方に見て頂いていたのは、委員長よりお願いされたときに快く快諾して良かったと感じました。

本年は全ての会に参加することはできませんでしたが、それでも(公社)日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会に関係することができ、自分の中でも次年度に対する心構えを作ることが出来ました。

最後に、今回このような機会を与えていただきました小林理事長をはじめ、(公社)須賀川青年会議所の皆様に深く感謝を申し上げ、私達の出向者報告とさせていただきます。

公益社団法人日本青年会議所
東北地区 福島ブロック協議会
福島の未来創造委員会

委員 桑名 崇裕

私は、本年度公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会福島の未来創造委員会に委員として出向させていただきました。

本年度、福島の未来創造委員会では、5月にJCカップU-11少年少女サッカー大会福島予選大会の企画・運営、7月にブロック大会で防災・減災に対する事業、9月に地域の魅力ある観光資源・文化・伝統等のコンテンツの発掘・発信を目的とした魅力フェスを行いました。

5月のJCカップ福島県予選大会は、福島空港公園で行われました。当日は、天候にも恵まれ委員長が中心となり、沢山の委員会の方々と協力し合いスムーズに事前準備や大会の運営をすることができました。

7月の防災減災に対する事業は、ブロック大会の一環として天神浜湖水浴場で行われました。防災減災についてゲーム形式のブースを体験してもらうことで、子供達も楽しく防災減災について学ぶことができたと思います。自分自身も防災減災について、新しく分かったことや気づいたことが多くあり、関心や興味を抱いてもらう事業になったと思います。

9月の魅力フェスは、JCカップ全国大会と合同事業となりJヴィレッジで行われました。福島県内の方のステージイベントや県内企業の先端技術体験ブース、県内の歴史や文化を体験できるブースなど、県内の魅力ある観光資源や文化を発信した事業となりました。

私自身、あまり委員会や事業の方に参加できませんでしたが、福島県ブロック協議会ではLOMでは経験できない大規模な事業を行っています。今後出向されるメンバーに関しましては、積極的に参加し自分の成長に繋げて頂きたいと思います。

結びになりますが、このような機会を与えてくださいました小林理事長をはじめとする、須賀川青年会議所の皆様に深く感謝申し上げます、私の出向者報告とさせていただきます。

公益社団法人日本青年会議所
東北地区 福島ブロック協議会
組織連携推進委員会

委員 大河原 康平

本年度、公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会組織連携推進委員会に出向させて頂きました。

本委員会では、主に包括的な LOM の支援、本会・地区協議会とのブロック連携運動の推進、会員拡大に関する LOM 支援を軸として活動してきました。2 月には本委員会主導のもと会員拡大セミナーを白河市にて実施し、7 月には本会の一番事業でもあるブロック大会にて各 LOM の特色や活動内容をパネル化し、パネルディスカッションを実施しました。パネルを通すことで地域住民の方々にそれぞれの地域の JC 活動を知ってもらうことで、JC 活動を盛り上げ、より地域に根付いた活動が JAYCEE1 人 1 人できるように大きな意識づけになったと確信しています。

コロナウイルスも 5 類に移行したことにより本年は、昨年よりもよりアクティブに活動できました。本年を皮切りに徐々に人と人がつながる活動ができるよう日々邁進し、LOM での JC 活動・運動につなげたいと思います。

今後、出向されるメンバーに関しましては、出向できる機会をさらなる飛躍ととらえ、他の LOM やブロックとのつながりを深くし、個人のレベルアップを図って頂ければと思います。このような機会を頂きまして関係各社の皆様へ厚く御礼申し上げます報告とさせていただきます。ありがとうございました。

公益社団法人日本青年会議所
東北地区 福島ブロック協議会
アカデミー委員会

委員 金成 優輔

私は、本年度公社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会アカデミー委員会に委員として出向させていただきました。

入会后初めての出向ということで各 LOM の方々と積極的に交流し、自分自身の成長のためにという想いで参加させていただきました。しかし、家庭の都合とはいえほとんどの委員会に参加することができず、斎藤塾長をはじめ塾生のメンバーにも負担をかけてしまいました。

斎藤塾では浜通りの課題として交流人口を増やすことに着目し、青年会議所メンバーが寄り添い小さな運動から始めるということで、身近にあるスマートフォンを通じ JCI GO を活用し会員同士の交流、情報提供の活動をしました。各 LOM のメンバーからたくさんの意見が出て打ち合わせをしていると、志が同じ仲間がいる、共に成長できる仲間がいる、明るい豊かな社会の実現のため、いろんな人と繋がり共感の輪が広がれば誰もが笑顔になれるふるさとが創造されていくのだと感じました。

最後になりますが、今回アカデミー委員会への出向の機会を与えていただきました小林理事長はじめ、須賀川青年会議所の先輩方に深く感謝いたします。また、次年度出向されるメンバーには積極的に参加していただけるようアドバイスをし、須賀川青年会議所の若い世代にもリレーションすることを約束し、私の出向報告とさせていただきます。

公益社団法人日本青年会議所
東北地区 福島ブロック協議会
アカデミー委員会

委員 渡邊 哲郎

私は、本年度公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会アカデミー委員会に委員として出向させていただきました。

入会后、初めての出向ということで何もわからない中での出向でしたが他 LOM メンバーとの交流や情報交換、自身のレベルアップを図れる機会だと思い積極的に参加したいと考えていました。印象に残っているのはコミュニケーション能力向上講座です。一重にコミュニケーションと言っても伝え方一つで簡単に伝わる話も相手に理解出来なかったり、伝え方や伝える手段の重要性を再認識しました。

今後の事業や活動、日々の仕事に役立てることができると思いますのでこの経験を活かしていきたいと思います。

ただ仕事等によりスケジュールの調整ができずほとんどの委員会に参加することが出来ず、小林塾長をはじめとする委員会のメンバーには多大なるご迷惑をおかけいたしました。

今回の出向はあまり参加することができませんでしたが、次回このような機会を与えられた場合には、今回の反省等を踏まえ時間の調整やスケジュール管理を行い積極的に参加していきたいと思えます。

最後になりましたが、今回このような機会を与えていただきました小林理事長をはじめ、須賀川青年会議所の皆様に深く感謝を申し上げ、私の出向者報告とさせていただきます。

監事講評

監 事 緑 川 和 幸
監 事 鈴 木 直 樹
監 事 大 竹 努

「未来ある社会を～次代のために～」のスローガンのもと運動・活動してきた小林理事長をはじめとするメンバーの皆さん 1 年間大変お疲れ様でした。皆さんの努力により年度当初に掲げた基本方針、事業計画はどの程度達成できたでしょうか。

2023 年度は、新型コロナウイルスと共存しながら、どのような事業ができるのか大きな変化が求められた 1 年間だったと思います。

「新年会」を 3 年ぶりに開催し、子どもたちの交流事業「クリエイトキッズ」では、他地域の子も達とも交流したくさんの笑顔を見ることができました。その他にも「スマイルキッズ」「すかがわ駅工事見学」「異業種交流会」その時々で必要な変化に柔軟に対応し、コロナで一度止まった流れをもう一度ゼロから作り上げていく作業は大変な努力が必要だったと思います。

事業を計画していく過程では、いくつもの困難が訪れたことでしょう。しかし、最後まであきらめず事業が成功に終わったのは、皆さんが困難を恐れず、信念を持って行動してきたからこそだと思います。この経験を単年度で終わらせるのではなく、今年度のスローガンにある通り、次年度以降に引き継いでいただければと思います。

(公社) 須賀川青年会議所は、いわせ須賀川の「明るい豊かな社会」を築くために運動・活動しています。今後も様々な困難が待ち構え、急激に変化する時代は続いていきます。しかし、未来ある社会のため、そして次代の子もたちのため挑戦を辞めず困難を乗り越えていってくれることを期待しています。

最後になりますが、監事という立場において、時には厳しい意見や発言などがあったとは思いますが、それはメンバーの皆さんに我々がいわせ須賀川で、どうあるべきかを十分理解して運動・活動を行っていただきたい期待によるものです。今後(公社) 須賀川青年会議所の更なる飛躍を祈念して監事講評とします。

1 年間ありがとうございました。

2023年度 公益社団法人須賀川青年会議所 収支決算書(案)

2023年1月1日から2023年12月31日まで

(単位:円)

科目	2023年度予算額 1/1~12/31	補正予算額	決算額	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	500	500	88	
基本財産利息収入	500	500	88	
(2)入会金収入	30,000	180,000	180,000	
特別会員入会金収入	30,000	30,000	30,000	1人×30,000円
新入会員入会金収入	0	150,000	150,000	新入会員 3名
(3)会費収入	3,300,000	3,200,000	3,200,000	
正会員会費収入	3,300,000	3,200,000	3,200,000	
(4)補助金等収入	2,499,000	1,122,260	1,122,260	夢基金 262,260円(2023冬) サポート補助金 860,000円(2023夏)
地方公共団体補助金収入	2,499,000	1,122,260	1,122,260	
(5)寄付金収入	390,000	390,000	390,000	
OB協力金	200,000	200,000	200,000	
協賛金	190,000	190,000	190,000	
その他寄付金	0	0	0	
(6)雑収入	500	500	2,565	
受取利息収入	500	500	26	
その他雑収入	0	0	2,539	スマイルキッズブース出展料13,000円 冬事業こども登録料84,000円 夏事業こども登録料339,000円
(7)登録料収入	500,000	436,000	436,000	
登録料	500,000	436,000	436,000	
事業活動収入計	6,720,000	5,329,260	5,330,913	
2. 事業活動支出	0			
(1)事業費支出	3,659,000	2,218,803	2,153,108	
総務広報委員会運営費	150,000	181,000	119,905	
青少年共育委員会運営費	3,309,000	1,808,013	1,808,013	
まちづくり委員会運営費	150,000	207,241	202,641	
組織拡大室運営費	50,000	22,549	22,549	
(2)管理費支出	2,307,363	2,317,319	2,228,717	
会議費	25,000	25,000	24,700	
通勤手当	60,000	60,000	60,000	
給与手当	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
労働保険料	26,020	7,020	7,020	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	200,000	200,000	177,947	
消耗品費	90,000	114,000	85,685	
消耗什器備品費	0	0	0	
水道光熱費	0	0	0	
リース料	190,080	190,080	190,080	コピー機リース 13,090×2ヶ月分 会計ソフト代
印刷製本費	130,000	130,000	128,670	総会資料製本代・年賀状代
賃借料	231,000	231,000	231,000	19250×12ヶ月
広報費	120,000	121,000	121,000	
渉外費	100,000	110,000	106,455	
委託費	0	0	0	
保険料	0	0	0	
図書費	33,400	33,400	33,400	
慶弔費	20,000	30,000	0	
登記変更手数料	600	600	600	
選挙管理委員会費	0	0	0	
次年度事務費	10,000	10,000	8,140	
褒賞費	40,000	33,000	31,220	
例会運営費	30,000	22,000	22,000	
諸謝金	0	0	0	
雑費	1,263	219	800	
(3)負担金支出	753,637	793,138	797,371	
その他負担金	90,000	90,000	90,000	すすめる会
出向者負担金	0	0	0	
JCI負担金	54,912	77,688	79,846	
日本JC負担金	449,500	457,000	459,500	
国際協力資金	60,225	65,700	67,525	
WeBelieve購読料	99,000	102,750	100,500	
事業活動支出計	6,720,000	5,329,260	5,179,196	
事業活動収支差額	0	0	151,717	
II 投資活動収支の部	0			
1. 投資活動収入	0			
(1)特定資産取崩収入	0	0	0	
周年事業積立金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出	0			
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部	0			
1. 財務活動収入	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出	0			
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0			
当期収支差額	0	0	151,717	
前期繰越収支差額	2,696,987	2,696,987	2,696,987	
次期繰越収支差額	2,696,987	2,696,987	2,848,704	

正味財産増減計算書
2023年1月1日から2023年12月31日まで

(単位:円)

科目名	2023年度予算額 1/1～12/31まで	2023年度決算額 1/1～12/31まで	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	88	▲ 412
基本財産利息	500	88	▲ 412
受取入会金	180,000	180,000	0
特別会員入会金	30,000	30,000	0
新入会員入会金	150,000	150,000	0
受取会費	3,200,000	3,200,000	0
正会員会費	3,200,000	3,200,000	0
新入会員会費	0	0	0
事業収益	436,000	436,000	0
登録料	436,000	436,000	0
懇親会費	0	0	0
広告料	0	0	0
販売	0	0	0
雑収益	0	0	0
受取補助金等	1,122,260	1,122,260	0
受取国庫補助金	0	262,260	262,260
地方公共団体補助金	1,122,260	860,000	▲ 262,260
受取民間補助金	0	0	0
受取補助金等振替額	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	0
受取寄付金	390,000	390,000	0
OB協力金	200,000	200,000	0
協賛金	190,000	190,000	0
その他寄付金	0	0	0
受取寄付金振替額	0	0	0
雑収益	500	2,565	2,065
受取利息収入	500	26	▲ 474
その他雑収入	0	2,539	2,539
経常収益計	5,329,260	5,330,913	1,653

科目名	2023年度予算額 1/1～12/31まで	2023年度決算額 1/1～12/31まで	差異
(2)経常費用			
事業費	3,769,283	3,666,758	▲ 102,525
会議費	72,000	68,848	▲ 3,152
通勤手当	48,000	48,000	0
給与手当	800,000	800,000	0
福利厚生費	5,616	5,616	0
旅費交通費	319,920	319,920	0
通信運搬費	321,920	310,893	▲ 11,027
消耗品費	164,969	87,718	▲ 77,251
消耗什器備品費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
印刷製本費	0	0	0
賃借料	785,512	777,384	▲ 8,128
広報費	96,800	96,800	0
渉外費	0	0	0
委託費	346,382	346,382	0
保険料	47,335	47,335	0
図書費	0	0	0
諸謝金	184,990	184,990	0
雑費	575,839	572,872	▲ 2,967
管理費	1,559,977	1,512,438	▲ 47,539
会議費	18,000	17,212	▲ 788
通勤手当	12,000	12,000	0
給与手当	200,000	200,000	0
福利厚生費	1,404	1,404	0
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	100,000	88,974	▲ 11,026
消耗品費	22,800	17,136	▲ 5,664
消耗什器備品費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
印刷製本費	130,000	128,670	▲ 1,330
賃借料	84,216	84,216	0
広報費	24,200	24,200	0
渉外費	140,000	106,455	▲ 33,545
委託費	600	600	0
保険料	0	0	0
図書費	33,400	33,400	0
諸謝金	0	0	0
雑費	219	800	581
その他負担金			
国際青年会議所負担金	77,688	79,846	2,158
日本青年会議所負担金	457,000	459,500	2,500
国際協力金	65,700	67,525	1,825
WeBelieve購読料	102,750	100,500	▲ 2,250
他団体負担金	90,000	90,000	0
出向者負担金	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
経常費用計	5,329,260	5,179,196	▲ 150,064
評価損益等調整前当期経常増減額	0	151,717	151,717
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	151,717	151,717
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0
建物売却益	0	0	0
車両運搬具売却益	0	0	0
什器備品売却益	0	0	0
土地売却益	0	0	0
借地権売却益	0	0	0
電話加入権売却益	0	0	0
特定資産取崩収入	0	0	0
経常外収益計	0	0	0

科目名	2023年度予算額 1/1～12/31まで	2023年度決算額 1/1～12/31まで	差異
(2)経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
建物売却損	0	0	0
車両運搬具売却損	0	0	0
什器備品売却損	0	0	0
土地売却損	0	0	0
借地権売却損	0	0	0
電話加入権売却損	0	0	0
特定資産取得支出	0	0	0
災害損失	0	0	0
災害損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
(3)他会計振替額			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	151,717	151,717
一般正味財産期首残高	4,776,858	4,776,858	0
一般正味財産期末残高	4,776,858	4,928,575	151,717
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取国庫補助金		0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0
受取民間補助金	0	0	0
受取国庫助成金		0	0
受取地方公共団体助成金		0	0
受取民間助成金		0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
土地受贈益	0	0	0
投資有価証券受贈益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	4,776,858	4,928,575	151,717

貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	差 異	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	2,841,704	2,220,987	620,717	
現金	21,598	25,610	▲ 4,012	
普通預金	2,820,106	2,195,377	624,729	
未収入金	0	476,000	▲ 476,000	
立替金	7,000	0	7,000	
流動資産合計	2,848,704	2,696,987	151,717	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	1,772,870	1,772,870	0	
基本財産合計	1,772,870	1,772,870	0	
(2) その他の固定資産				
電話加入権	155,284	155,284	0	
周年事業引当金	0	0	0	
その他の固定資産合計	155,284	155,284	0	
固定資産合計	1,928,154	1,928,154	0	
資産合計	4,776,858	4,625,141	151,717	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	0	0	0	
前受金	0	0	0	
流動負債合計	0	0	0	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	0	0	0	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
補助金	0	0	0	
寄付金	0	0	0	
指定正味財産合計	0	0	0	
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	
2. 一般正味財産				
一般正味財産	4,776,858	4,625,141	151,717	
一般正味財産合計	4,776,858	4,625,141	151,717	
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	
正味財産合計	4,776,858	4,625,141	151,717	
負債および正味財産合計	4,776,858	4,625,141	151,717	

貸借対照表(内訳)

2023年12月31日現在

(単位: 円)

科 目	公益目的事 業 合計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消 去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	2,286,504	0	555,200	0	2,841,704
現金	15,198	0	6,400	0	21,598
普通預金	2,271,306	0	548,800	0	2,820,106
未収入金	0	0	0	0	0
立替金	4,200	0	2,800	0	7,000
流動資産合計	2,290,704	0	558,000	0	2,848,704
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	1,772,870	0	0	0	1,772,870
基本財産合計	1,772,870	0	0	0	1,772,870
(2) その他の固定資産					
電話加入権	0	0	155,284	0	155,284
周年事業引当金	0	0	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	155,284	0	155,284
固定資産合計	1,772,870	0	155,284	0	1,928,154
資産合計	4,063,574	0	713,284	0	4,776,858
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	0	0	0	0	0
前受金	0	0	0	0	0
流動負債合計	0	0	0	0	0
2. 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	0	0	0	0	0
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
補助金	0	0	0	0	0
寄付金	0	0	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産				0	0
一般正味財産	4,063,574	0	713,284	0	4,776,858
一般正味財産合計	4,063,574	0	713,284	0	4,776,858
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	4,063,574	0	713,284	0	4,776,858
負債および正味財産合計	4,063,574	0	713,284	0	4,776,858

財産目録
2023年12月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管		21,598
	預金	普通預金 須賀川信用金庫本店	運転資金として	2,820,106
	未収入金			
	立替金			7,000
流動資産合計				2,848,704
(固定資産)				
基本財産	基本財産	定期預金 須賀川信用金庫本店	公益目的保有財産であるため、 公益目的事業費に充当している。	1,772,870
その他固定資産	電話加入権	電話加入権		155,284
固定資産合計				1,928,154
資産合計				4,776,858
(流動負債)				
	未払金			0
	前受金			0
流動負債合計				0
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				0
正味財産				4,776,858

財務諸表に対する注記

2023年12月31日現在

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券評価基準及び評価方法
該当なし。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
該当なし。
 - (4) 引当金の計上基準
該当なし。
 - (5) キャッシュフロー計算書における資金の範囲
該当なし。
 - (6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
3. 会計方針の変更
2011年度より「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）を適用
4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

単位：円

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	1,772,870	0	0	1,772,870
小 計	1,772,870	0	0	1,772,870
合 計	1,772,870	0	0	1,772,870
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
小 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

単位：円

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当)	(うち一般正味財産からの 充当)	(うち負債に対応する 額)
基本財産				
定期預金	1,772,870	0	0	0
小 計	1,772,870	0	0	0
合 計	1,772,870	0	0	0
科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当)	(うち一般正味財産からの 充当)	(うち負債に対 応する額)
特定資産				
小 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

6. 担保に供している資産
該当なし。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし。

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は次のとおりである。

単位：円

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	当期末残高
前受金	0	0	0
合計	0	0	0

9. 保証債務等の偶発債務
該当なし。

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし。

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

単位：円

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
福島県地域づくり総合支援事業補助金	福島県県中地方振興局	0	860,000	860,000	0	
こどもゆめ基金	(株) 国立青少年教育振興機構	0	262,260	262,260	0	
		0			0	
		0			0	
合計		0	1,122,260	1,122,260	0	

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当なし。

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当なし。

14. 関連当事者との取引の内容
該当なし。

15. キャッシュフロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引
該当なし。

16. 重要な後発事象
該当なし。


17. その他
該当なし。


監査報告書

公益社団法人須賀川青年会議所

理事長 小林 智 殿

公益社団法人須賀川青年会議所

監事 緑川 和孝 

監事 鈴木 直樹 

監事 大竹 努 

私達は、2023年1月1日から2023年12月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、以下の通り報告する。

1. 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手段を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく表示しているものと認められる。
- (2) 事業は事業計画に基づき適正に執行されており、また事業報告の内容は真実であると認められる。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事項はないと認められる。

以上

2024年度
事業計画、収支予算

2024年度 公益社団法人須賀川青年会議所 年間スケジュール

	例会・総会	(公社)須賀川青年会議所が委員会を通して行う事業	担当	(公社)須賀川青年会議所が諸団体と協力(参画)して行う事業
1月	定時総会	(元朝詣り) 例会・総会	2023組織拡大 総務広報	京都会議
2月	2月例会	新年会	総務広報	新春の集い【郡山】
3月	3月例会	青少年交流事業	青少年共育	
4月	4月例会	異業種交流会	三役会	しゃくなげ CUP
5月	5月例会	スマイルキッズ	まちづくり	会頭公式訪問
6月	6月例会	会員親睦事業	総務広報	
7月	7月例会	新入会員・会員セミナー	三役会	ブロック大会【田村】 サマーコンファレンス【横浜】
8月	8月例会	青少年交流事業	青少年共育	
9月	臨時総会	例会・総会	総務広報	東北青年フォーラム【青森】
10月	10月例会	まちづくり公益事業	まちづくり	全国大会【福岡】
11月	11月例会	60周年記念事業事前セミナー	60周年実行	松明あかし
12月	12月例会	卒業式 年賀状	総務広報 総務広報	ブロック卒業式【郡山】

公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	青少年育成事業	74.69%

〔1〕事業の概要について（注1）

<p>(1) 趣旨（目的）</p> <p>青少年の心身両面の健やかな成長に寄与することを目的とし、体験活動、共同作業などを通して子供たちの自主性・協調性を養い、体力の増強を図るための事業を実施する。</p> <p>また、芸術や文化を通じて郷土の文化や歴史への理解、郷土愛を養うことを目的とした事業を行う。</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども達が、他地域の子ども達との体験活動・共同生活を通して互いの文化や言葉、価値観の違いを理解しながら友情を育むための事業。 次世代を担う子ども達に絵画や作文など、芸術を通して郷土の文化や歴史への理解、郷土愛を養う事業。 スポーツを通して協調性や体力の増強を図る事業。 <p>なお、取り上げるテーマは例年固定ではなく、毎年その時々地域の実情を反映されたテーマを選択することにより、本事業を形骸化させることのないよう企画していく。</p> <p>(3) 対象</p> <p>主にいわせ須賀川地域の青少年</p> <p>(4) 財源等</p> <p>この事業実施に係る費用（会場借上費用・謝金等）は全額当法人が負担し、原則参加者の負担は無いが、事業の趣旨・内容・規模によっては参加者から実費分として参加料を徴収することがある。また事業の性質において一般企業、個人、行政機関などからの協賛金、寄付金、補助金を受けることもある。</p> <p>(5) 委託等</p> <p>専門性を必要とする体験活動や旅券の手配等については、一部を委託する場合がある。</p> <p>※今年度実施する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島の雪を通じて、県外の子ども達にもPRを行う事業（冬） ○福島に他地域から子供達を呼び込み、福島の子供達と交流する事業（夏） <p>実施日：冬の事業 令和5年3月9日 :夏の事業 令和5年8月5日～令和5年8月7日</p> <p>対象：福島県及び他地域交流先の小学校中高学年の児童 参加人数：冬の事業 会員全員・須賀川の児童30名 :夏の事業 会員全員・須賀川の児童24名・座間の児童6名ボランティアスタッフ若干名</p> <p>概要：本事業は冬、夏に実施するものであり、冬の事業としては福島の子ども達が楽しむ姿を県外に発信し、福島県のPRを行う事業として、福島の子ども達が楽しみながら想いを込めたPR動画を県内外に発信することにより、福島県の素晴らしさを伝える。また県外の子どもたちには雪を送り直接見て触ってもらうことにより、感受性を高め、福島県への興味を高める事業を実施する。夏の事業は神奈川県座間市から子ども達に来てもらい福島の現状と安全性、更なる魅力を感じてもらう。これらの各事業では、福島の自然と触れ合い、共に学ぶことで、自主性や協調性を養う内容としている。</p> <p>財源 委員会事業費：¥120,000、参加費：¥500,000、補助金：¥2,499,000、寄付金：¥190,000 （夏 須賀川：¥10,000、沖縄：¥70,000、神奈川県座間市：¥25,000、北海道：¥50,000）</p> <p>※過去の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども達にいわせ須賀川をPRする看板を制作してもらう事業 <p>実施日：平成24年4月 対象：須賀川養護学校の生徒</p>

概要：次世代を担う子ども達にいわせ須賀川をPRする看板を製作してもらうことで、地域への愛情を育んでもらうとともに、中心市街地に看板を提示することにより須賀川地域の魅力を発信する事業を実施した。

財源：会費

委託等：主に屋外に掲示するため色あせ防止の表面コーティングや、看板設置における支柱などを委託した。

○作文絵画コンクール事業

実施日：平成27年10月

参加人数：いわせ須賀川管内の小学生

概要：いわせ須賀川管内の小学生を対象に、自分たちの住んでいるまちについて考える機会を与え、これらを生作文・絵画等の作品として表現してもらうことで、郷土の文化や歴史への理解と郷土愛を育み、未来に対する創造力を養う事業を実施した。

財源：会費

協賛：受賞者の景品をショウワノート株式会社より寄贈

○大風掲揚事業

実施日：令和3年11月

対象：須賀川市内小学生を中心とした地域市民

概要：座間市の大風をきっかけに友好交流都市協定締結の経緯を知り、震災当時の須賀川市の状況や座間市が行った復興支援を学ぶことで、防災意識の向上につなげた事業を実施した。

財源：会費、福島県地域創生総合支援事業補助金

委託等：座間市大風保存会並びに一般社団法人座間青年会議所に大風作成と須賀川の地で掲揚を行う際の講師と講師補助として協力を得た。

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	定款第3条、第4条第1項、第5条第1項第2号、第5号
事業の種類 （別号の表）	（本事業が左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載して下さい。）
7	本事業は、青少年を対象に、体験活動、共同作業、子どもたちの自主性・協調性を養い、体力の増強を図るためのプログラムを実施し青少年の心身両面の健やかな成長に寄与する点で、「児童または青少年の健全な育成」に該当すると考える。
19	本事業は、青少年を対象に、芸術を通じた共同作業において地域への愛情を育んでもらうとともに、自分たちの住む地域の魅力を発信することにより地域の発展に寄与する点で、「地域社会の健全な発展」とも関連すると考える。
（本事業が不特定多数者の利益の増進に寄与するといえる事実を記載して下さい（注2）。）	
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明
（4）体験活動等	1. 本事業は次世代の地域社会を担う青少年の心身の成長を促し、子どもたちの健全な育成を目的としており、定款第5条第1項第2号（児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業）及び第5号（文化および芸術の振興を目的とする事業）に記載するとともに、地域広報誌やHPなどを通して市民に明らかにしています。 2. 本活動は地域の風習・伝統行事に関する素材や、土地柄・自然条件の特色を生かしたアクティビティを取り入れることにより、互いの文化や言葉、価値観の違いを理解しながら友情を育むプログラムとしています。当会議所が行う子ども達の自主性や協調性を養う体験活動のプログラム内容は多岐にわたりますが、担当委員会が子ども達の心身向上を目的としたプログラムを研究して立案し、理事会の承認を得て、事業を行っており、特定の業界団体の販売促進や共同宣伝にはなっておりません。 3. 現地少年自然の家のスタッフや看護師等の同伴により、安全管理や体調管理を徹底するなど、体験活動の
区分ごとのチェックポイント 1. 当該体験活動が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。（例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか） 3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。	

	<p>内容により専門家が関与したほうが良い場合には、理事会で協議し、専門家の参加や助言を得られる体制を作っております。</p>
<p>(8) キャンペーン、〇〇月間</p>	
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。 (例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3. (要望・提案を行う場合には、) 要望・提案の内容を公開しているか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本事業は芸術や文化を通して自分たちの住む地域の魅力を発信することにより、地域の発展に寄与することを目的としており、定款代5条第1項第3号(地域社会の健全な発展を目的とする事業)及び第5号(文化および芸術の振興を目的とする事業)に記載するとともに、看板は公共施設内に設置しているため公に公開されています。 2. 本事業は郷土の文化や歴史への理解を深め、郷土愛を養う内容をテーマ(須賀川の釈迦堂川花火大会や牡丹など)に、子どもたちに看板をかいってもらうものであり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないことは明らかです。 3. 要望・提案は行っていないため、該当しません。
<p>(14) 表彰・コンクール</p>	
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 選考が公正に行われることになっているか。 3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。 4. コンクールの受賞者・作品・授賞理由を公表しているか。 5. 受賞者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担を求めているか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本事業は、作文・絵画等の作品と通じて郷土愛を養う内容をテーマに、子ども達から募集するものであり、定款第5条第1項第2号(児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業)及び第5号(文化及び芸術の振興を目的とする事業)に記載するとともに、募集要項には公益的な目的であることを記載して教育委員会を通じて各学校に配布するなど、明らかにしております。 2. 選考は、募集者の名前を伏せた上で、多数の会員がポイント制にして、その合計ポイントで機械的に選考しているため、利害関係を排除しており、公正に選考しております。 3. 選考は現役メンバー20名及び外部の専門家を交えて行っております。本年度も落語家の林家正蔵氏に依頼しております。 4. 受賞者は表彰式及び新聞等の報道機関で公表されております。また、作品は表彰式及びHPで公表しております。 5. 一切ございません。
<p>「展示会、〇〇ショー」用</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 該当「展示会・〇〇ショー」が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 座間市の大風をきっかけに友好交流都市締結の経緯を知り、東日本大震災当時の状況や座間市が行った復興支援を学び防災意識の向上に繋げております。また、作品は市民交流センターtetteに一定期間設置し、HPやSNS等で公表

2. 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。	しております。
3. (出展者を選定する場合、) 出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。	2. 掲揚の様子を動画で撮影し展示会場でQRコードから視聴できるようにしております。また、大風の展示と共にパネル展を行い、須賀川市、座間市の歴史や東日本大震災当時の状況や支援の内容を展示しております。
	3. 選定・公表・出展は行っていないため、該当しません。

〔3〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載して下さい。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載して下さい。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考にしてください。

注3 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公2	地域活性化事業	3.38%

〔1〕 事業の概要について（注1）

<p>(1) 趣旨（目的） 自分たちが住むまちをより良くするため、様々な手法によってこのいわせ須賀川地域の美化事業を行い、地域のすばらしさ・郷土愛を再度問いかけると共に、外部からの観光など集客に繋がるような事業展開を行い、合わせて地域の人々が交流を図れるような場を設けるなど地域が活気溢れる事業を計画実施する。また、これらの事業を通じて災害復興に向けた支援等も行い、いわせ須賀川地域の健全な発展と活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 事業 地域社会の健全な発展を実現するため、市民を対象に講座、セミナー、体験活動などを行う。なお、取り上げるテーマは例会固定ではなく、毎年その時々地域の実情を反映させたテーマを選択することにより、本事業を形骸化させることのないよう企画していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域社会の健全な発展を促す事業 2. 人々の交流を図るための事業 3. 文化的活動を通じた交流事業 4. 災害復興支援及び風評被害対策を目的とする事業 <p>(3) 対象 主にいわせ須賀川地域 及び その地域住民</p> <p>(4) 財源等 この事業実施に係わる費用（会場借上費用・謝金等）は全額当法人が負担し、原則参加者の負担は無いが、事業に趣旨・内容・規模によっては参加者から実費分として参加料を徴収することがある。また事業の性質において、一般企業、個人、行政機関などからの協賛金、寄付金、補助金を受けることもある。また、物品販売を行いこれに伴う収益は、その事業内において消化する。</p> <p>(5) 委託等 講演会の講師や専門性を必要とする活動等については、一部を委託する場合がある。</p> <p>※今年度実施する事業</p>

○地域企業の魅力を発信する事業

実施日：令和5年5月

参加人数：主にいわせ須賀川地域 及び その地域住民

概要：まちの魅力としていわせ須賀川の魅力的な企業・仕事を知る機会をつくる。地域の企業や事業内容については知らないことが多くあり、日本国内だけではなく、世界のものづくりを支えている企業や唯一無二の事業を行っている企業があっても知る機会がないままとなっている。他地域に誇れる、いわせ須賀川の新たな自然や企業の魅力を知る体験を通して学ぶ場を提供する。

財源：会費¥50,000

○いわせ須賀川地域のクリーンアップ事業

実施日：令和5年10月

参加人数：県内地域住民

概要：いわせ須賀川地域の魅力を発信するため、希薄になってしまった地域活動を活性化させるためにクリーンアップ事業を行います。郷土愛を育む為、地域の人たちと協力し住んでいる地域の美化事業を行う。

財源：会費¥50,000

※過去の実績

○市長選に伴う公開討論会

実施年度：平成20年度

概要：須賀川市長選に伴い、それぞれの立候補予定者の政策を検討会という形で、須賀川市の文化センターにて開催し、有権者への知識の共有および選挙への関心を図る事業を行った。

財源：福島ブロック協議会負担

○古賀稔彦氏講演会 事業

実施年度：平成22年度

対象：いわせ須賀川地域の市民300名

概要：柔道家 古賀稔彦氏を招いて“夢、チャレンジ”を題に講演会を開催。

金メダリストの公演を聞くことにより、これからを担う子供たちの夢や希望を養い、市民を含めた地域全体が元気になれる事業を行った。

財源：会費

○震災避難者を対象とした炊き出し事業

実施年度：平成23年度

対象者：震災避難者

概要：東日本大震災の避難者を対象に、須賀川市内の各避難所3ヶ所にて炊き出し事業を行った。

財源：会費

協賛：食品の救援物資

○地元高校生による地場産品の食のPR事業

実施年度：平成25年度～28年度

概要：地元高校生にいわせ須賀川の催事に参加してもらい、地場産品を使用し新たな食の提案をしてもらう。いわせ須賀川は豊かな食材に恵まれていることを再認識してもらい、郷土愛を育むことが目的であり、併せていわせ須賀川の食の安全のPRに貢献する。

財源：会費、販売収益

○福島空港PR事業

実施日：平成26年4月中旬

対象者：就航先の不特定多数の人々

参加人数：会員全員

概要：東日本大震災後の風評被害によって、福島県の産業は大きな打撃を受けた。震災から二年が経過した現在でも、それは変わりなく、福島空港も例外ではない。福島空港を取り巻く状況は、渡航制限による、国際線の撤退、観光地の観光客減少による利用者の減少と今まで以上に厳しい状況となっている。風評被害に苦しむ県内の観光の復興に寄与し、福島空港活性化による、地元経済への経済効果を狙う事業を行う。福島空港の就航先である北海道で、福島県内の観光地が記載されたパンフレットやチラシを配りPRを行う。

併せて、友好都市である長沼町に出向き、地元開催事業への参加を促す。
財源：会費（旅費は参加者実費負担）

○松明あかし参加・制作事業

実施年度：平成 26 年度

参加人数：会員全員・座間あかまつ会

概要：地元の伝統的なお祭りを、実行委員会から企画、参加することにより地域の活性化を図った。さらには自ら実際に松明を作成し、お祭りに参加することで地域の祭りを盛り上げる。また、県外の団体を呼び、地元の観光 PR に繋げると共に交流を図った。

財源：会費、補助金（参加協力金）

○須賀川の清掃活動事業

実施日：平成 27 年年度

対象者：須賀川市内

参加人数：会員全員

概要：須賀川市の中心部を流れる河川である須賀川（通称 下の川）の清掃活動を行うことによって、環境美化を図った。また、当河川は花見スポットとして、名高いことから地元の観光 PR に繋がった。

財源：会費

○養老孟司氏講演会 事業

実施日：平成 27 年年度

対象：中学生以上の市民 300 名

概要：脳科学者 養老孟司氏を招いて、まちづくりの礎である子育てについての講演会を開催した。脳科学者の観点から、子育てについての公演を聞くことにより、今後、地域を担っていく子ども達へどのように接して子育てを行なっていくべきかを学び、子育て世代に留まらず、地域全体で子育てを行っていただけるような事業を行った。

財源：会費

○岩瀬郡天栄村の地域活性化事業

実施日：平成 29 年度

対象者：会員全員・周辺地域住民

概要：岩瀬郡天栄村では大きな祭事が行なわれておらず、周辺地域の住民の方々は須賀川市内などで行なわれる祭事に参加している。そこで、当青年会議所は地域団体と協力し、官民一体による祭事を岩瀬郡天栄村にて開催した。地域の方々にはより地域の魅力を感じてもらい、他地域の方々には新たな魅力を発信することにより復興支援及び風評被害の払拭に繋がった。

財源：会費

○地域施設(公園)の美化事業

実施日：令和 3 年度

参加人数：主にいわせ須賀川地域 及び その地域住民

概要：日本の都市公園 100 選にも選定されている翠ヶ丘公園が昨年、Park-PFI 事業予定者が決定し様々な施設がこれから拡充し、より魅力ある公園へと変わろうとしている。そうした中、公園の美化事業を実施することにより、翠ヶ丘公園の魅力を対外的に宣伝し、集客性を高め、まちの賑わいを創出できる事業を行いました。

財源：会費

○地元団体・地元企業との地域活性化事業

実施日：令和 5 年度

参加人数：主にいわせ須賀川地域 及び その他住民

概要：子供たちが様々な体験活動を行う事で、活力ある地元の魅力に気付いてもらい、将来のまちづくりに対する向上心を育んでもらう為に、他団体にも協力してもらった事で地域活性化に繋がった。また学生ボランティアに参加・協力してもらい、市元団体・地元企業に触れることで地元の魅力を再認識してもらった事に繋がった。

財源：会費

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	定款第3条、第4条第1項、第5条第1項第2号、第5号
事業の種類 (別号の表)	(本事業が左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載して下さい。)
19	本事業は、市民を対象に、講座、セミナー、体験活動などを行い、地域の持つ特色や魅力を認識し、地域への愛情を育んでもらうと共に、街づくりに対する意識の高揚や地域産業の育成、発展に寄与する。また、地元の伝統的な行事に実行委員会からの企画・参加することにより地域の活性化を図る。さらには県外にて地元のPR活動を行うことで地域の発展に寄与する。これらの点で、「地域社会の健全な発展」に該当すると考える。
3	本事業は、東日本大震災の一日も早い復興に寄与することを目的として、ボランティア活動、イベントの開催等を行うものであり、「障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業」とも関連すると考える。
18	地方選公開討論会など、地域へ政治の関心を向上させるために講演を開催するものであり、地域社会の発展を地方政治という切り口で考える機会を広く一般に提供することにより公益に寄与するため、結果「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に関連すると考える。
(本事業が不特定多数者の利益の増進に寄与するといえる事実を記載して下さい(注2。))	
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明
(4) 体験活動等	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該体験活動等が不特定多数の者の有益の増進に寄与することを主たる目的と位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。 3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。	1. 本事業は伝統文化のかかわりを通じて郷土への愛情と誇りを認識し、能動的に多くの市民と力を合わせ行動する意思を育むため、共に参加・支援・観覧の面から盛り上げ継承することを通じて、市民の郷土への愛情と誇りを醸成し、活気溢れる地域社会の形成につなげることを目的としており、定款第5条第1項第3号（地域社会の健全な発展を目的とする事業）に記載しており、実施の際には、HPやチラシ等で公益事業である旨の趣旨を明らかにしているため、問題ないと考えます。 2. 本活動は、420年以上ある伝統文化を継承する昔ながらの工法による松明作成から点火するまでの過程を県外の団体や市民と共に体験することで、いわせ須賀川地域の文化や郷土愛を育む。 3. 松明作成に関しては松明を盛り立てる会に指導を仰ぎながら製作している。
(8) キャンペーン、〇〇月間	
区分ごとのチェックポイント 1 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。 2 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。 3 要望・提案の内容を公開しているか。	1. 本事業は関係機関や他団体等と連携して、福島空港や県内の観光地をPRし県内への誘客の促進や、いわせ須賀川地域の一般企業や団体等の協力のもと地域の活性化に資することを目的に実施しており、定款第5条第1項第3号（地域社会の健全な発展を目的とする事業）及び第7号（風評被害対策を目的とする事業）実施の際には、HPやチラシ等で公益事業である旨の趣旨を明らかにしているため、問題ないと考えます。 2. 須賀川市の観光交流課と協議し、効果的なPRを検討したうえで行う事業であり、市が発行しているパンフレット等を用いているため、問題ありません。 3. 他県等から、観光に来てもらうことを要望としたパンフレットを配布するため、問題ありません。
(3) 講座、セミナー、育成	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置づけ、適当な方法で明らかにしているか。	1. 本事業は地域社会の直面する諸課題について、広く受講者を募り、専門的知識や技能等の普及や人材の育成を行い、その解決・改善を図るための手法として本事業を開催することで、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としており、定款第5条第1項第3号（地域社会の健全な発展を目的とする事業）、及び第4号

<p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に公開されているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事を目的とする事業)HPやチラシ等により広く公表しております。</p> <p>2. 本事業は、関心のある者すべてに開放するものであり、HPやチラシを配布・掲示することにより公表することから、受益の機会は一般に開かれております。</p> <p>3. 本事業は、専門的知識の普及を行うためのセミナーであるので、確認行為については問われませんが、専門的知識を有する者に講師を依頼しております。</p> <p>4. 講師には、当該専門的知識に相応しい謝金を支払うが、当法人の活動に対する理解や協力をいただく事で、一般の相場より減額していただく事に努めており、過大な報酬とならないよう次回において十分検討を行っています。</p> <p>5.</p>
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適正に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われる事となっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示</p>	<p>1. 事業を通して、定款第1章第5条7号(災害復興支援および風評被害対策を目的とする事業)に記載しているように、震災後の一日も早い復旧・復興に寄与することを目的としており、地域全体を対象としているため、不特定多数でない者の利益増進へ寄与を主たる目的にあたりません。</p> <p>2. .</p> <p>ア 受益の機会の公開方法は理事会により決定しており、当団体のホームページやブログ、新聞にて事前に告知するなどで受益の機会が一般に開かれております。</p> <p>イ 官公庁や関係諸団体の担当者を通じて事前に受益者のニーズを情報収集し、過去の実績などを参考することによって事業の質を確保する。</p> <p>ウ 審査・選考は該当しません。</p> <p>エ 本事業は、官公庁や各関係団体の協力</p>

[3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載して下さい。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載して下さい。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考にしてください。

注3 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

その他の事業（相互扶助等事業）について

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	研修事業	定款第 5 条第 2 項 1 号
事業の概要		
<p>新入会予定者および入会年度の浅い会員を対象としたセミナーを実施し、本会議所の存在意義・価値を理解してもらい各人の役割と責任を自覚し今後の運営に反映させます。また、会員を対象とした地域のリーダーとして地域に求められる人材育成に繋がるセミナーを計画実施致します。 また、会員の資質を高める事業を行う。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

その他の事業（相互扶助等事業）について

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 2	交流親睦事業	定款第 5 条第 2 項第 2 号
事業の概要		
<p>例年行っている新年会・総会・例会を通じて他団体との親睦交流を図るとともに、その他開催される会合・イベントにおいてより多くの地域住民の方々とも交流を図る。 また、これら入会が見込まれる会員予定者との交流し、会員拡大を図り今後の運営の一助とする。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可の名称		
根拠法令		
許認可等行政機関		

注 記載した認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載して下さい。

2024年度 公益社団法人須賀川青年会議所 収支予算書
2024年1月1日から2024年12月31日まで

(単位:円)

科目	2024年度予算額 1/1~12/31	2023年度決算額 12/31	差異(参考)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	500	88	412	
基本財産利息収入	500	88	412	
(2)入会金収入	120,000	180,000	▲ 60,000	
特別会員入会金収入	120,000	30,000	90,000	4人×30,000円
新入会員入会金収入	0	150,000	▲ 150,000	
(3)会費収入	2,800,000	3,200,000	▲ 400,000	
正会員会費収入	2,800,000	3,200,000	▲ 400,000	
(4)補助金等収入	2,000,000	1,122,260	877,740	サポート補助金 1,000,000円(2024年夏) 市役所 1,000,000円 (2024年冬、夏)
地方公共団体補助金収入	2,000,000	1,122,260	877,740	
(5)寄付金収入	640,000	390,000	250,000	
OB協力金	200,000	200,000	0	
協賛金	440,000	190,000	250,000	青少年 190,000円 まちづくり 250,000円
その他寄付金	0	0	0	
(6)雑収入	120,500	2,565	117,935	
受取利息収入	500	26	474	
その他雑収入	120,000	2,539	117,461	まちづくり スマイルキッズ 120,000円
(7)登録料収入	1,540,000	436,000	1,104,000	登録料 8000円*30人=240,000円(2024冬) 26000円*50人=1,300,000円 (2024夏)
登録料	1,540,000	436,000	1,104,000	
事業活動収入計	7,221,000	5,330,913	1,890,087	
2. 事業活動支出				
(1)事業費支出	4,290,000	2,153,108	2,136,892	
総務広報委員会運営費	100,000	119,905	▲ 19,905	
青少年共育委員会運営費	3,770,000	1,808,013	1,961,987	委員会事業費40,000円
まちづくり委員会運営費	400,000	202,641	197,359	委員会事業費30,000円
組織拡大費	20,000	22,549	▲ 2,549	
(2)管理費支出	2,253,476	2,228,717	24,759	
会議費	25,000	24,700	300	
通勤手当	60,000	60,000	0	
給与手当	1,000,000	1,000,000	0	
労働保険料	16,550	7,020	9,530	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	183,000	177,947	5,053	
消耗品費	100,000	85,685	14,315	最低プリントチャージ料金(1,188円(税込)/月)
消耗什器備品費	0	0	0	
水道光熱費	0	0	0	
リース料	190,080	190,080	0	コピー機リース 13,090円(税込)×12ヶ月 会計ソフト代33,000円
印刷製本費	129,900	128,670	1,230	総会資料製本代:99,900円 年賀状代:30,000円
賃借料	231,000	231,000	0	19,250×12ヶ月
広報費	100,000	121,000	▲ 21,000	
渉外費	110,000	106,455	3,545	
委託費	0	0	0	
保険料	0	0	0	
図書費	33,400	33,400	0	
慶弔費	10,000	0	10,000	
登記変更手数料	600	600	0	
選挙管理委員会費	0	0	0	
次年度事務費	8,000	8,140	▲ 140	
褒賞費	30,000	31,220	▲ 1,220	
例会運営費	25,000	22,000	3,000	
諸謝金	0	0	0	
雑費	946	800	146	
(3)負担金支出	677,524	797,371	▲ 119,847	
その他負担金	90,000	90,000	0	すすめる会
出向者負担金	0	0	0	
JCI負担金	60,424	79,846	▲ 19,422	
日本JC負担金	392,000	459,500	▲ 67,500	
国際協力資金	51,100	67,525	▲ 16,425	
WeBelieve購読料	84,000	100,500	▲ 16,500	
事業活動支出計	7,221,000	5,179,196	2,041,804	
事業活動収支差額	0	151,717	▲ 151,717	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1)特定資産取崩収入	0	0	0	
周年事業積立金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額	0	151,717	▲ 151,717	
前期繰越収支差額	2,848,704	2,696,987	151,717	
次期繰越収支差額	2,848,704	2,848,704	0	

正味財産増減計算書
2024年1月1日から2024年12月31日まで

(単位:円)

科目名	2024年度予算額 1/1～12/31まで	2024年度補正予算額 1/1～12/31(参考)	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	500	500	0
基本財産利息	500	500	0
受取入金金	120,000	450,000	330,000
特別会員入会金	120,000	150,000	30,000
新入会員入会金	0	300,000	300,000
受取会費	2,800,000	2,900,000	100,000
正会員会費	2,800,000	2,900,000	100,000
新入会員会費	0	0	0
事業収益	1,540,000	0	▲ 1,540,000
登録料	1,540,000	0	▲ 1,540,000
懇親会費	0	0	0
広告料	0	0	0
販売	0	0	0
雑収益	0	0	0
受取補助金等	2,000,000	4,000,000	2,000,000
受取国庫補助金	0	0	0
地方公共団体補助金	2,000,000	4,000,000	2,000,000
受取民間補助金	0	0	0
受取補助金等振替額	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金振替額	0	0	0
受取寄付金	640,000	390,000	▲ 250,000
OB協力金	200,000	200,000	0
協賛金	440,000	190,000	▲ 250,000
その他寄付金	0	0	0
受取寄付金振替額	0	0	0
雑収益	120,500	500	▲ 120,000
受取利息収入	500	500	0
その他雑収入	120,000	0	▲ 120,000
経常収益計	7,221,000	7,741,000	520,000

(2) 経常費用			
事業費	5,810,004	6,300,888	490,884
会議費	170,400	66,400	▲ 104,000
通勤手当	48,000	48,000	0
給与手当	800,000	800,000	0
福利厚生費	13,240	13,240	0
旅費交通費	2,210,000	4,440,000	2,230,000
通信運搬費	231,500	109,000	▲ 122,500
消耗品費	444,500	150,000	▲ 294,500
消耗什器備品費	10,000	0	▲ 10,000
水道光熱費	10,000	0	▲ 10,000
印刷製本費	200,000	70,000	▲ 130,000
賃借料	668,864	415,248	▲ 253,616
広報費	150,000	88,000	▲ 62,000
渉外費	10,000	0	▲ 10,000
委託費	570,000	61,000	▲ 509,000
保険料	233,000	0	▲ 233,000
図書費	0	0	0
諸謝金	0	40,000	40,000
雑費	40,500	0	▲ 40,500
管理費	1,410,996	1,440,112	29,116
会議費	17,600	16,600	▲ 1,000
通勤手当	12,000	12,000	0
給与手当	200,000	200,000	0
福利厚生費	3,310	3,310	0
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	91,500	100,000	8,500
消耗品費	20,000	20,000	0
消耗什器備品費	0	0	0
水道光熱費	0	0	0
印刷製本費	129,900	100,000	▲ 29,900
賃借料	84,216	81,312	▲ 2,904
広報費	20,000	22,000	2,000
渉外費	120,000	120,000	0
委託費	600	600	0
保険料	0	0	0
図書費	33,400	33,400	0
諸謝金	0	0	0
雑費	946	8,726	7,780
その他負担金	677,524	722,164	44,640
国際青年会議所負担金	60,424	55,289	▲ 5,135
日本青年会議所負担金	392,000	418,500	26,500
国際協力金	51,100	63,875	12,775
WeBelieve購読料	84,000	94,500	10,500
他団体負担金	90,000	90,000	0
出向者負担金	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
経常費用計	7,221,000	7,741,000	520,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0
建物売却益	0	0	0
車両運搬具売却益	0	0	0
什器備品売却益	0	0	0
土地売却益	0	0	0
借地権売却益	0	0	0
電話加入権売却益	0	0	0
特定資産取崩収入	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
建物売却損	0	0	0
車両運搬具売却損	0	0	0
什器備品売却損	0	0	0
土地売却損	0	0	0
借地権売却損	0	0	0
電話加入権売却損	0	0	0
特定資産取得支出	0	0	0
災害損失	0	0	0
災害損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
(3) 他会計振替額			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	4,315,346	5,301,104	985,758
一般正味財産期末残高	4,315,346	5,301,104	985,758
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取国庫補助金		0	0
受取地方公共団体補助金	0	0	0
受取民間補助金	0	0	0
受取国庫助成金		0	0
受取地方公共団体助成金		0	0
受取民間助成金		0	0
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
土地受贈益	0	0	0
投資有価証券受贈益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価益	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	4,315,346	5,301,104	985,758

公益社団法人須賀川青年会議所定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下、「本会議所」という。）は、公益社団法人須賀川青年会議所
（英文名 Junior Chamber International Sukagawa）と称する

(事 務 所)

第 2 条 本会議所は、主たる事務所を福島県須賀川市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会議所は青年の立場において会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに明るい豊かな地域社会の創造並びに日本の平和と繁栄に寄与し、国際的理解と親善を深める事を目的とする。

(運 営 の 原 則)

第 4 条 本会議所は特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2 本会議所は、特定政党のために利用しない。
3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事 業)

第 5 条 本会議所は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究及びその改善に資する事業。
- (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業。
- (3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業。
- (4) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事を目的とする事業。
- (5) 文化および芸術の振興を目的とする事業。
- (6) 地球環境の保全又は自然環境の保護および整備を目的とする事業。
- (7) 災害復興支援および風評被害対策を目的とする事業。
- (8) その他、公益目的を達成するための事業。

2 本会議所は、公益事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業。
- (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業。
- (3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業。

3 第 1 項および第 2 項の事業については福島県において行うものとする。

(事 業 年 度)

第 6 条 本会議所の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり同年 1 2 月 3 1 日に終わる。

第 2 章 会 員

(会員の種類および資格)

第 7 条 本会議所の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員

須賀川市およびその周辺に居住又は勤務する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で理事会において入会を承認された者をいう。ただし事業年度中に 40 歳に達した者は、その事業年度の終了まで 正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

40 歳に達した年度の末日まで正会員であったもので理事会において承認された者をいう。

(3) 名誉会員

本会議所に功労あるもので、理事会において承認された者をいう。

(4) 賛助会員

本会議所の趣旨に賛同しその発展を助成しようとする個人、法人又は団体で理事会において入会を承認された者をいう。

2 前項の正会員のうち 40 歳に達した事業年度に本会議所の理事又は監事であった者は、前項に関わらず選任の翌事業年度に関する定時総会の終結の時まで正会員としての資格を有する。

3 このほか会員に関する事項は、別に定める公益社団法人須賀川青年会議所会員資格規定（以下、「会員資格規程」という。）による。

(入 会)

第 8 条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、別に定める会員資格規程による。

(会 員 の 権 利)

第 9 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 賛助会員、特別会員、名誉会員については、別に定める会員資格規程による。

(会 員 の 義 務)

第 10 条 本会議所の会員は、本定款その他の規程を遵守しなければならない。

(正 会 員 の 義 務)

第 11 条 本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会 費 等 の 納 入 義 務)

第 12 条 事業年度開始日に在籍している正会員及び賛助会員は、総会において定められた会費の納入義務を負うものとする。ただし、第 7 条第 2 項の正会員は、この限りでない。

- 2 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において定めた入会金を納入しなければならない。

(会 員 資 格 の 喪 失)

第13条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 正会員全員が同意したとき。(正会員に限る)

(休 会)

第14条 やむを得ぬ事由により長期間出席できない正会員は理事会の承認を得て休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

(退 会)

第15条 本会議所を退会しようとする会員はその年度の会費を納入して退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(除 名)

第16条 本会議所の正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権数の3分の2以上の議決により除名することができる。

- (1) 本定款その他の規程に違反したとき。
 - (2) 本会議所の名誉を毀損し、または本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
 - (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
 - (4) 会費納入義務を履行しないとき。
 - (5) 出席義務を履行しないとき。
 - (6) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 特別会員または賛助会員が第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
 - 4 除名が議決されたときには、当該会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(総会の種類)

第18条 本会議所の総会は定時総会および臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催する定時総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の構成)

第19条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第20条 総会は、次の各号を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその付属明細書（以下、「計算書類等」という。）並びに財産目録の承認
- (5) 入会金、会費の額の決定並びにその変更
- (6) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 1. 会員資格規程
 2. 特定資産管理規程
 3. 役員報酬規程
- (7) 正会員の除名
- (8) 合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第21条 定時総会は、毎年1月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

(招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日

を臨時総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集する場合には、次にあげる事項を理事会の決議によって決定しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

4 理事長は、総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第23条 総会の議長は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(決 議)

第24条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、選出された候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人書による議決権の行使)

第25条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議 事 録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、理事長及び正会員のうちから選任された議事録署名人2名が署名または記名押印しなければならない。

第 4 章 役 員 等

(役員の種類および数)

第27条 本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事10名以上20名以内

(2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以上3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

(代 表 理 事)

第28条 前条第2項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者理事を選定する方法によることができる。
- 4 監事は、会員のうちから選任する。ただし、必要があるときは本会の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 5 本会議所の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 その他、役員を選任に関して必要な事項は、別に定める規程による。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本会議所を代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長の職務を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務を処理する。
- 5 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところの監査報告書を作成する。
- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (7) 第4号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間

以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

- (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任 期)

第32条 理事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、本定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、理事を補充選任しなければならない。
- 4 監事の任期は、選任された事業年度の翌々事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(辞任及び解任)

第33条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(直前理事長等)

第34条 本会議所に、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし業務について必要な助言を行う。
- 3 顧問は、会員のうちから選出し理事会の決議によって選任する。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、業務について参考としての意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等は理事会に出席し、参考意見を述べることができる。
- 6 第32条第1項並びに第33条第1項及び第2項本文は、直前理事長等の任期、辞任及び解任にこれを準用する。
- 7 直前理事長等は無報酬とする。

(報 酬 等)

第35条 役員は無報酬とする。ただし、正会員以外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 本会議所と理事が、本会議所会計規程に定める上限金額を超えて第1項第1号第2号の各号に規定する取引（以下、「特別取引」という）を行おうとする場合には、その理事は第1項の規定に該当する理事会における特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議事審議中は議場から退席しなければならない。

(責任の免除)

第37条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第38条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに承認
 - (2) 理事長、副理事長ならびに専務理事の選定及び解任
 - (3) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (4) 規程（総会で決するものを除く）の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
 - (7) その他法令及び本定款に定める事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体

制の整備)

(種類及び開催)

第40条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、原則として月1回以上開催し、最低でも年10回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第31条第1項第7号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。
 - (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号及び第3項第5号により理事が招集する場合及び前条3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の3日前までに各理事及び各監事、直前理事長及び顧問に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、出席した理事の互選とする。

(議決)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 例会および委員会

(例 会)

第 45 条 本会議所は毎月 1 回以上例会を開く。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委 員 会)

第 46 条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。必要に応じて幹事を置くことができる。

3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会において選任する。

4 正会員は、理事長・副理事長・専務理事・監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第 7 章 財産および会計

(財 産 の 構 成)

第 47 条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生じる収入

(7) その他の収入

(基 本 財 産)

第 48 条 基本財産は、第 5 条 1 項の事業を行うために保有する。

2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。

3 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。

4 基本財産の運用益は、第 5 条 1 項の事業に使用しなければならない。

(財 産 の 管 理 ・ 運 用)

第 49 条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会で別に定める規程による。

(会 計 原 則)

第 50 条 本会議所の会計は、公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第51条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第52条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第53条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第54条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金の場合には理事会の承認を得るものとし、それ以外の場合には総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする時も、前項同様の総会の議決を得なければならない。

第 8 章 管 理

(事 務 局)

第 55 条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 各事業年度に係る、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにこれら附属明細書は、作成したときから 10 年間保存する。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情 報 の 公 開)

第 57 条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第 58 条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公 告)

第 59 条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定 款 の 変 更 等)

第 60 条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

- 2 公益目的事業の種類又は内容の変更（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第7条に規定する軽微な変更を除く。）などに係る定款の変更をしようとするときには、変更の認定を行政庁から受けなければならない、それ以外の定款の変更についても、行政庁へ届けなければならない。

（合併等）

第61条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

（解散）

第62条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第63条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議を経て、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第64条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体または公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（清算人）

第65条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

（解散後の会費の徴収）

第66条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

（委任）

第67条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は、小山雅弘とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、2013年2月23日に改訂。

公益社団法人 須賀川青年会議所 会員資格規程

第 1 章 目 的

第 1 条

本規則は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を規定したものである。

第 2 章 入 会

第 2 条

入会を希望するものは、在籍満2年以上の正会員2名の推薦を受け、所定の入会申し込み書を提出しなければならない。

第 3 条

前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

- (1) 入会后満2カ年以上経過している者。
- (2) 被推薦者に対して道義的責任を負い得る者。

第 4 条

理事長は、入会資格審査について会員開発を担当する委員会へ委託する。

第 5 条

会員開発を担当する委員会は、推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事長に答申する。

第 6 条

理事会は答申に基づき審査し所定の研修を終了した後入会の適否を決定する。

2. 入会の諾否は、理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

第 7 条

入会を承認された者は入会金の納入をもって正会員となる。

第 8 条

本会議所会員の所属する法人及び団体等で、会員が人事異動や転勤等の都合によりやむなく退会した場合、又は卒業した場合でも、継続的に入会を希望した場合には、本会議所会員資格規程第3章における会費の納入は、前会員による会費によりこれを充当し、第2章における入会金は取らないものとする。

第 9 条

定款第12条に定める入会金並びに年会費は

入 会 金 正 会 員 総会決議により金額を決定する。

特別会員 30,000円（終身会費）

会 費 正 会 員 総会決議により金額を決定する。

（新入会員の入会年度の年会費は、総会決議により決定するものとする。）

賛助会員 1口金 10,000円（1口以上）

第10条

会費及び入会金の使途は、公益目的事業に30%以上、残りをその他の事業及び管理運営経費（法人会計）で使用する。

ただし、その他の事業の残額については、公益目的事業に使用することができる。

第 3 章 会 費 の 納 入

第 1 1 条

- (1) 正会員は、定款第 1 2 条に定める年会費を毎年 2 月末日迄に納入しなければならない。ただし、理事会の決定により分納することができる。
- (2) 卒業年度に理事長もしくは監事の職を行い、直前理事長および監事として本会議所の役員として残る場合に限り前条で定める特別会員会費のみ納入する事とする。

第 4 章 会 員 の 失 格

第 1 2 条

定款第 1 6 条に定める行為があった時は、会員開発を担当する委員会が実情を調査して理事会に報告し、理事会審議を経て総会において総正会員の 3 分の 2 以上の議決により除名することができる。

第 1 3 条

年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。

第 1 4 条

例会及び委員会に対して、度重なる欠席に及んだ会員の所属委員長は、会員に対して勧告を行い勧告後 1 ヶ月以内に適切なる善処の意志表示及び行為のない場合は理事会に報告する。

第 1 5 条

前条並びに第 1 1 条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会を勧告することができる。

第 5 章 休 会

第 1 6 条

会員が病气療養・短期の不在・業務上の事由等により、一時的に本会議所活動に参加できない場合は、原則 1 年以内に限って休会できる。やむを得ない事由がある場合この限りでない。

2. 休会を希望する会員は、理事会に休会届を出し承認を得なければならない。
3. 休会中も会費・負担金納入義務を有する。

第 6 章 特 別 会 員

第 1 7 条

- (1) 定款第 7 条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し所定の入会金を納入したのち特別会員となることができる。
- (2) 卒業年度を越えた直前理事長および定款に定める正会員から選任され任期満了までの監事は特別会員とする。

第 1 8 条

特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第 7 章 名 誉 会 員

第 19 条

正会員及び本会議所の特別会員でない者で、本会議所に功労のあったもので理事会の推薦により名誉会員となる。

第 20 条

名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第 8 章 賛 助 会 員

第 21 条

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。但し会費を納入しない時は退会とする。

2 会員資格は1年限りとする。

第 22 条

賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第 23 条

賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

細 則

第 24 条

本規則の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附 則

本規定は、2013年2月1日より施行する。

2013年8月28日改訂。

2014年1月27日改訂。

公益社団法人 須賀川青年会議所 役員等選出・選任規程

第 1 章 目 的

第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）定款第 29 条により本会議所の次年度の役員選任等の選出の方法を定めたものである。

第 2 章 役員候補者選任の方法

第 2 条

役員候補者選任に関する事項を管理する為、毎年 6 月 1 日までに役員候補者選出管理委員会（以下「役選委員会」）を設置し、一般社団・財団法人法第 63 条第 1 項の規定により原則として 9 月臨時総会において次年度役員を選任するものとする。

第 3 章 役員候補者選出管理委員会

第 3 条

役選委員会は、理事長・直前理事長・専務理事及び運営規程第 5 条に定める各委員会より各 1 名宛互選された委員をもって構成して理事会の承認を得る。

2 役選委員会は、互選により 1 名の委員長を定める。

3 委員長は委員会を掌理する。

4 役選委員会は、役員候補者の選出並びに推薦に関する事務処理を始め理事長に報告書を提出し、原則として 9 月臨時総会において役員候補者の承認された時点で自動的に解散となる。

第 4 章 理事候補者の選出

第 4 条

理事候補者は、原則として 9 月臨時総会において役選委員会が推薦し、各々選任することで理事予定者となる。

2 前項で選任された理事予定者は、翌年 1 月定時総会終了後、正式な理事となる。

第 5 条

任期中に理事長、副理事長、専務理事に欠員を生じた場合は、理事の互選により補充される。理事に欠員を生じた場合には、本規程の手続きにより選任される。但し理事長以外の役員の欠員については理事会および定款がその必要を認めないときは欠員の補充は行わない。

第 5 章 監事候補者の選任

第 6 条

監事候補者は、原則として 9 月臨時総会において役選委員会が推薦し、推薦された監事候補者は各々選任されることで監事予定者となる。

2 前項で選任された監事候補者は、翌年 1 月定時総会終結後、正式な監事となる。

第 6 章 理事長候補者等の選出

第 7 条

役選委員会は、本規程第 4 条において選任された理事予定者の中から、1 名の理事長候補者を総会に推薦する。

2 1 月定時総会終了後、理事・監事全員の同意を得て、速やかに臨時理事会を開催し、理事長・副理事長および専務理事の選定、委員長および副委員長の選任ならびに職務分担等を協議、決定する。

3 顧問を置く場合も、前項の規定の理事会において選任するものとする。

第 7 章 直前理事長及び顧問

第 8 条

(1) 理事長任期を満了した翌年度は、直前理事長として自動的に選任される。

(2) 本会議所は、理事会の総意により顧問を置くことができる。

第 8 章 規程の改廃

(改廃)

第 9 条 本規程の改廃は理事会の議決による。

2013年2月1日より施行。

2013年4月23日に改訂。

2013年5月21日に改訂。

公益社団法人 須賀川青年会議所 運営規程

第 1 章 目 的

第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）の運営を円滑にし、その目的達成を容易なさしめる為に、本会議所定款に基づき組織・運営等に関する事項を規定するものである。

第 2 章 理 事 会

第 2 条

理事会は、定款第 39 条に規定する事項のほか次の事項について審議する。

- 1 定款及び諸規則並びに諸規程に関する事項
- 2 例会に関する事項
- 3 会員の入退会及び除名並びに出席向上に関する事項
- 4 入会金・会費及び負担金の納期に関する事項
- 5 委員会又は部会の編成及び設置改廃に関する事項
- 6 委員会活動の助長及びその調整に関する事項
- 7 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
- 8 委員会より提案された事項
- 9 公益社団法人日本青年会議所より指示された事項
- 10 その他重要な事項

第 3 章 例会並びに出席

第 3 条

例会の開催

原則として毎月 1 回以上開催しなければならない。

例会の開催日は、理事会に於いて決定し 1 週間前迄に各会員に通知しなければならない。

第 4 条

出 席

正会員は、例会・定時総会・臨時総会・所属委員会・その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。

- 2 例会及びその他の会合に欠席又は遅刻・早退する場合は必ず予め届け出なければならない。

第 4 章 委 員 会

第 5 条

室及び委員会の種類

定款第 4 7 条の規定により設置される委員会の名称、主たる業務及び委員数は、理事会で決議する。

また、必要に応じて室及び特別委員会を設置することができる。

2 正会員は、すべていずれかの委員会に所属しなければならない。

ただし、理事長、直前理事長、顧問、副理事長、室長、専務理事、会計理事、事務局長は、いずれの委員会にも所属しない。

第 6 条

室及び委員会の構成

各委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名、委員若干名をおく。

また、必要に応じて幹事 1 名ないし 2 名をおく事が出来る。

2 委員会管理及び指導役として、室長をおく事が出来る。

3 室長及び正副委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

幹事は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 室長及び正副委員長及び幹事の任期は、定款第 3 2 条を準用する。

第 7 条

室及び委員会の任務

室は事業を推進するため各委員会との連絡調整を密にし、必要な場合は室会議を招集することができる。

2 室会議は、室長及び当該室の正副委員長及び幹事をもって構成する。

3 委員会の任務の指針は次の通りとし、各委員会は毎月 1 回以上会合を持ち各自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

(1) 総会、例会開催に関する事項

(2) 新入会員の拡大、審査及びその指導

(3) 会員の親睦を図るための各種会合の開催

(4) 指導力開発に関する調査、研究及び会員に対する標準訓練の推進

(5) 将来の地域の担い手となる人づくりの推進

(6) 文化的活動を通じ、地域の諸団体との交流

(7) 地域における教育理念を探り地域社会に対する教育意識の高揚

(8) 地域の歴史、文化等の調査、研究

(9) 福島空港を核とした広域的街づくりに関する提言の策定

(10) 国際化に対応した地域のあり方に関する調査、研究、事業の推進

(11) 周辺市町村の諸団体と活動を共にし広域的なネットワークの構築

(12) 福島空港の就航先との人的交流の推進

- (13) 青少年の育成、指導に関する諸団体との交流
- (14) 広域的な交流のあり方に関する調査、研究
- (15) 福島空港の利活用に関する事業
- (16) 長期的見地にたった運動指針の策定と実施
- (17) 長期的地域政策のための情報収集、提供、啓蒙
- (18) 会報の発行
- (19) 社会開発運動を通じ、青年会議所運動に対する理解を得るための広報活動
- (20) その他の公聴、広報に関する事項

第 5 章 事 務 局

第 8 条

事務局の設置

本会議所の事務を処理する為、事務局を置く。

第 9 条

事務局長

事務局には、事務局長 1 名を置く。事務局長は事務局を統轄する。必要に応じて事務局次長を若干名置くことができる。事務局長は、理事の中から理事会の決議を経て理事長が任命する。

事務局には、事務局長 1 名もしくは事務局長を担当する委員会（以下、事務局担当という）を置く。

事務局担当は、事務局を統轄する。

事務局担当が 1 名の場合は理事の中から、委員会の場合は、担当する委員会を、理事長が任命する。

また、事務局長を置く場合、必要に応じて事務局次長を若干名置くことができる。

第 10 条

細 則

前 2 条の他、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める本会議所庶務規程による。

第 6 章 褒 賞

第 11 条

目 的

本会議所は、青年会議所運動の高揚を図り、本会議所運動に貢献した名誉をたたえ本会議所運動の発展に資するため褒賞を行う。

第12条

審査及び決定

次の事項に該当する者、個人及び団体を、褒賞委員会を設置し審議決定する。

褒賞委員会メンバーは理事長、直前理事長、専務理事、総務関連委員長、監事、次年度理事長候補者により構成する。

- (1) 本会議所の拡大に著しく努めた者。
- (2) 本会議所運動に顕著な功績があった者。
- (3) 各種会合の出席率良好なる者。

2013年2月1日より施行する。

2013年8月28日 改訂。

2014年1月27日 改訂。

公益社団法人 須賀川青年会議所 庶務規程

第 1 章 目 的

第 1 条

本規定は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）の管理運営を円滑にする為、事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定するものである。

第 2 章 事 務 局

第 2 条

事務局には、理事長が理事会の承認を得て理事の中から事務局長 1 名をおく。

第 3 条

総会及び理事会の議事録は、事務局長がこれを作成し事務局に備え付けるものとする。

第 4 条

事務局は事業年度毎に、次の分類に従い文書等を整理保存しなければならない。

1 本会議所の定款並びに諸規則、諸規程	永久保存
2 総会及び理事会の議事録	10年間保存
3 本会議所内部の文書	5年間保存
4 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴	1年間保存
5 事務局日誌	3年間保存

第 5 条

事務局長は、備品台帳を整備し、出入を記載し備品を完全に管理しなければならない。

第 3 章 慶 弔

第 6 条

会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金、若しくは記念品を贈る。

1 会員の結婚	10,000円
2 会員の死亡	10,000円 及び 花輪
3 会員の長期（1カ月以上の病臥の場合）に亘る傷病	5,000円
4 会員の配偶者の死亡	10,000円 及び 花輪
5 会員の両親及び子女の死亡	10,000円 及び 花輪
6 以上の外、必要と認めたとき正副理事長の協議により、これを決定し理事会に報告する。	

第 4 章 旅 費

第 7 条

理事長の命じた公務出張に対しては、次の通り旅費を支給する。

- 1 目的地までの往復普通料金相当額（用務の都合により特別急行料金を加算する）
- 2 宿泊料は実費相当額

附 則

本規定は、2013年2月1日より施行する。

公益社団法人 須賀川青年会議所会計規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）における経理処理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、本会議所の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(会計の原則)

第 2 条

本会議所の会計は「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）に基づいて行う。

(会計年度)

第 3 条

本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(予算及び決算)

第 4 条

本会議所の収支予算は、理事会の決議により定め、収支決算は会計年度終了後1ヶ月以内にその会計年度末の事業報告書とともに、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会の承認を得なければならない。

第 2 章 予 算

(予算統制の原則)

第 5 条

本会議所の会計は、すべての収支につき予算統制を行う。

(予算の編成及び管理)

第 6 条

予算の編成及び管理はそれぞれ下記の手順にて行う。

- (1) 法人会計：管理責任者は理事のうちから選任した会計担当理事とし、理事会の承認を経て理事長がこれを行う。
- (2) 公益目的事業会計及び収益事業等会計：管理責任者は委員長とし、会計担当理事の確認を受けたのち、理事会の承認を経て理事長がこれを行う。

(予算編成の原則)

第 7 条

予算は原則として収入の額の範囲内で編成しなければならない。

- 2 一物品または一取引につき10万円を超える予算を計上する場合には、最低1社以上の相見積を徴収するなど、支出額の妥当性を確保しなければならない。

(予算科目)

第 8 条

予算は収支の性質、目的に従い、款、項、目に区別する。科目改正は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

(予算編成の様式)

第 9 条

予算編成に当たっては、予算科目と事業計画との関連を明瞭になるような様式を用いるものとする。

(予算の緊急修正)

第 10 条

予算の重要な変更の必要がある場合は、理事会の決議により予算を変更することができる。

2 予算を変更した場合は、すみやかに総会または例会において、正会員へ報告するものとする。

(理事会専決事項)

第 11 条

次の事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを執行する。

- (1) 予算の執行
- (2) 緊急の必要に基づく予備費の使用
- (3) 緊急の必要に基づく軽微なる予算の変更

(予算科目外の支出)

第 12 条

予算科目外の支出をしようとする場合には理事会の承認を得なければならない。

(理事長執行事項の委任)

第 13 条

理事長は次の事項を会計担当理事に委任することができる。

- (1) 予算に基づく経常的な収入及び支出
- (2) 予算に基づく物品の購入及びその管理

(委員長の任務)

第 14 条

各担当委員長は、各事業の予算の編成とその執行に関し、随時、適切な資料を作成し理事長に意見を具申すると共に、所管事項に関する予算の執行について、管理監督責任を理事長に対して負うものとする。

第 3 章 取引の制限額

(特別取引)

第 15 条

理事が、本会議所と取引を行う場合、その金額に関わらず、その取引を定款 36 条第 3 項に定める特別取引とする。

また特別取引を行う場合、次のすべてを行うものとする。

- 1 取引金額の妥当性を確保するため、最低1社以上の相見積を徴収した上で、取引を行う理事は、理事会において取引を行う旨の承認を得なければならない。
- 2 取引を行う理事は、特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議事審議中は議場から退出しなければならない。
- 3 取引を行った理事は当該取引事業が終了したのち、理事会において根拠を示したうえで、取引が終了した旨を報告しなければならない。

第4章 会計経理

(会計諸帳簿)

第16条

本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- 1 帳簿（総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿）
- 2 決算書類及び諸表
- 3 伝票

(金銭出納)

第17条

金銭の出納は会計担当理事が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し期日順に整理するものとする。

- 1 収入については、発行した領収書控
- 2 支出については、受領した領収書
- 3 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払証明書

(出納口座及び名義)

第18条

出納はつとめて銀行の普通預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

(予算の執行)

第19条

予算の執行は理事長もしくは理事長の任命した担当理事の権限により行う。

執行にあたっては、計画を綿密にたて冗費をはぶき、効果的に運用することに努め、単位事業が完了したときは速やかに計算書、証憑及び関係書類を揃え理事会に提出し承認を得なければならない。

(会計経理)

第20条

会計担当理事は、決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し仮払勘定は原則として、それぞれ担当の科目に振り替え関係帳簿を照合、且つ整理し銀行預金残高証明等証拠書類を整えなければならない。

(会計諸帳簿保管期間)

第21条

会計諸帳簿は、次の区分に従い保存するものとする。

- | | |
|------------|--------|
| 1 決算書類 | 10年間保存 |
| 2 その他の会計書類 | 10年間保存 |

第 5 章 監 査

(監査)

第22条

監事は監査を行うものとする。

- 2 監事はいつでも本会議所の監査を行う為に諸帳簿の閲覧謄写を求めることができる。

第 6 章 細 則

(細則の規程)

第23条

本規程の実務的、効率的運営のため、細則等を規定することができるものとする。

第 7 章 規 程 の 改 廃

(本規程の改廃)

第24条

本規程の改廃は、理事会の議決による。

2013年2月1日施行

2013年5月21日改訂

公益社団法人須賀川青年会議所 役員報酬規程

第 1 条 この規程は、公益社団法人須賀川青年会議所役員の報酬の支給基準について定めるものである。

第 2 条 会員の資格を有する役員の報酬等は無報酬とする。

第 3 条 正会員の資格を有しない監事の報酬は以下のとおりとする。

- (1) 報酬等は、日当による。
- (2) 報酬等の額の算定方法は、理事会等への出席 1 回につき 20,000 円を上限に総会の決議を経た額とし支給する。
- (3) 前項の規定に関わらず、本人が辞退した場合には支給しない。
- (4) 支給の方法は、出席の都度銀行振込による。

第 4 条 本規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

この規程は、2013年2月1日より施行する。

公益社団法人 須賀川青年会議所 情報公開規程

(目 的)

第 1 条

この規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所(以下「本会議所」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本会議所の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第 2 条

本会議所は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の方法)

第 3 条

本会議所は、情報の種類に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びに電磁的方法により行うものとする。

2 前項の規程による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(書類の事務所備え置き)

第 4 条

本会議所は、法令の規程に従い、書類の事務所備え置きを行い、閲覧請求に対し、その閲覧しないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第 5 条

前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表に掲げるものとし、次条に規程する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 6 条

本会議所の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、本会議所事務局とする。

2 閲覧の日は本会議所の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後4時までとする。

(その他)

第 7 条

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管 理)

第 8 条

本会議所の情報公開に関する事務は、執行年度理事長が責任者となり、理事長の選任したものが管理する。

(改 廃)

第 9 条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2013年2月1日より施行する。

別 表

	対象書類等の名称	保存期間
1	定款	永久
2	事業計画書・収支予算書・資金調達および設備投資の見込みを記載した書類	10年
3	計算書類等（各事業年度の計算書類・事業報告書・付属明細書）監査報告書	10年
4	財産目録	5年
5	役員等名簿	10年
6	運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	10年
7	寄付等による受け入れ財産及び資金	10年
8	総会議事録	10年
9	理事会議事録	10年
10	会計帳簿	10年

個人情報保護に関する基本方針

公益社団法人須賀川青年会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、修練、奉仕及び友情をもって地域社会及び国際社会の健全な発展を目指し、明るい豊かな社会の実現を目的とする団体です。本会の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令を遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1 個人情報の取得

本会議所は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

2 利用目的及び保護

本会議所が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。

3 管理体制

- (1) すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、適正な管理が行われるよう管理・監督します。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応します。

4 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) 本会議所は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。
- (2) 本会議所が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、本会議所の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

2018年1月23日

公益社団法人 須賀川青年会議所 事務局員就業規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条

この規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）の円滑な運営をはかるため局員の就業に関する事項を定めたものである。

第 2 条

局員はこの規程に基づいて定められた諸規程を遵守し本会議所の発展に努めなければならない。

第 2 章 人 事

第 1 節 採 用

(採 用)

第 3 条

本会議所は、就業を希望する者の中から理事会の選考を経て認められた者を局員として採用する。

(提出書類)

第 4 条

就業を希望する者は次の書類を提出しなければならない。但しその一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 最近3ヶ月以内の写真
- (4) その他青年会議所が指定する書類

(身上の異動等の届出)

第 5 条

局員は次の各号につき変更のあった場合には、直ちに本会議所に届出なければならない。

- (1) 現住所
- (2) 本籍地
- (3) 本人の氏名
- (4) その他身上に関する事項

第 2 節 退職及び解雇

(退職)

第 6 条

局員が次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職を願い出て承認されたとき

(退職の承認)

第 7 条

前条第 2 号の退職願いは少なくとも 60 日前に提出しなければならない。この場合、本会議所の承認があるまでは従前の勤務に従事しなければならない。

(解雇)

第 8 条

局員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 心身の障害によって勤務に耐えないと認めたととき。
- (2) 勤務成績が著しく不良で職務の遂行に適さないと認めたととき。
- (3) 天災地変、その他やむを得ない事由により本会議所の事業を縮小するとき。又は事業の継続が不可能になったとき。

(解雇の予告)

第 9 条

局員を解雇するときは 30 日前に本人に予告するか、又は 30 日分の平均賃金を支払って解雇する。

但し各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 天災地変、その他やむを得ない事由のために事業が不可能となった場合。
- (2) 局員の責に帰すべき事由に基づき解雇する場合。

第 3 章 服 務

第 1 節 服 務 規 程

(サービスの原則)

第 10 条

局員は品性を正しくし、他人の人格を尊重して信義を重んじなければならない。

(1) (勤 務)

就業日には所定就業時間を完全に勤務しなければならない。但し理事長が認めた場合はこの限りではない。

(2) (事務局の整理、保管)

(イ) 事務局は快適に職務につけるよう常に整理、整頓につとめ、清潔に保持しなけ

ればならない。

(ロ) 事務局の器物、設備等は大切に保管すると共に効率的な使用に留意し、私用に供してはならない。

(3) (サービス態度)

言葉づかい、服装、態度に常に留意し、明朗、闊達にサービスし、いやしくも来客及び職場に不快の念を与えるようなことはあってはならない。

(4) (連絡、協調)

(イ) 本会議所会員相互の連絡協調に努め、業務の運営に円滑を期さなければならない。

(ロ) 職務の遂行に当たって自己の能力を充分発揮すると共に事務改善に関し常に工夫、研究するよう心掛けなければならない。

(5) (自己規律)

(イ) 局員は本会議所に損害を及ぼし又は本会議所を傷つけあるいは本会議所の不名誉となる行為をしてはならない。

第 2 節 就業時間

(就業及び休憩時間)

第 1 1 条

(1) 1日の始業、終業時刻を次の通りとする。

就業時間	始業	就業
	午前 10 時 00 分	午後 4 時 00 分

(2) 休憩時間は 1 日 1 時間とし、適宜業務に支障のないよう使用する。

(就業時間の変更)

第 1 2 条

本会議所は業務上必要あるときは前条に定める就業時間を変更し、又は全部もしくは一部の就業時間の変更を命ずることがある。

(休日)

第 1 3 条

休日は次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の休日

(4) 前各号を除いた週 1 日

(5) その他、青年会議所が定めた日

(休日の変更)

第 1 4 条

前条の休日は業務の都合により止むを得ない場合は 2 週間以内に他の日と振替えるこ

とがある。

第 3 節 休 暇

(休 暇)

- (1) 年次有給休暇
- (2) 忌引休暇
- (3) 生理休暇
- (4) 特別休暇

第 1 5 条

- (1) 局員は毎年度(当年1月1日から12月31日まで)次の年次有給休暇を継続又は分割してうけることができる。

休暇日数 10日

- (2) 前項の規程は前年度の出勤率が8割以上の局員に対してのみ適用する。
- (3) 前項の出勤率の算定に当っては年次有給休暇、忌引休暇、特別休暇及び業務上の傷病による休務は出勤したものと見做す。

(忌引休暇)

第 1 6 条

忌引休暇は次の各号に定める日数とする。

- (1) 父母の死亡の場合 7日
- (2) 祖父母、兄弟姉妹の死亡の場合 5日

(生理休暇)

第 1 7 条

生理休暇は生理日の勤務が著しく困難か又は生理に有害な場合当該生理期間とする。

(特別休暇)

局員が次の各号の一により就業できないときはそれぞれに定める日数の休暇を与えるものとする。

- (1) 現在居住する家屋が焼失、倒壊、浸水及びこれに類する災害を受けたとき……
本会議所の認定した期間
- (2) 伝染病予防法による交通遮断又は隔離のため就業できない期間、但し本人の責に帰すべき罹病の場合はこの限りでない……その期間

(休暇の手続き)

第 1 8 条

- (1) 本節に定める休暇をとる時は事前に休暇事由及び休暇時間を事務局長に届出なければならない。
- (2) 年次休暇は局員の請求した期日を与える。但し業務の都合によりその期日を変更することがある。

(期間の計算)

第19条

休暇の起算日は休暇事由発生の日とし、休暇日数の計算については休日を通算する。

但し、年次有給休暇については休日を通算しない。

第4章 給与

(給与規程)

第20条

局員の給与は月額75,000円とする。また必要に応じ、別途通勤手当を支払う。

雑則

この規程は、2013年2月1日より施行する。

2018年12月20日に改訂。

2022年12月22日に改訂。